

社会福祉法人  
認可申請ハンドブック

平成28年4月

三重県

# 目 次

I	社会福祉法人とは	1
II	社会福祉法人の機関	7
III	社会福祉法人の資産	13
IV	社会福祉法人設立認可申請手続き	16
V	社会福祉法人設立認可申請書一覧表	19
VI	設立認可後に必要な手続き	70
VII	定款変更認可申請、届出手続き	72
VIII	基本財産処分、担保提供承認手続き	84
IX	理事長の変更届	85
X	合併、解散認可等手続き	92
XI	その他	
1	社会福祉法人現況報告	101
2	監事監査報告	101
3	不動産使用証明願い（登録免許税の非課税措置用）	102
4	税額控除対象となる社会福祉法人の証明	103
	社会福祉法人審査基準	119
	三重県内所轄庁一覧	132

(注1) 各所轄庁において、このハンドブックの内容と異なるルール（ルールブック）や指示がある場合は、そちらの内容を優先してください。

(注2) 様式例などに記載した社会福祉法人代表者の職名は「理事長」としてあります。

# I 社会福祉法人とは

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法（以下「法」という。）の定めるところにより設立された法人をいうとされています。（法第22条）

## 1 社会福祉事業

- (1) 社会福祉事業とは、法第2条第2項（第1種社会福祉事業）、第3項（第2種社会福祉事業）に掲げられた事業をいいます。（別表1・3～6頁参照）
- (2) 社会福祉事業を行うことを主たる目的としない法人は、社会福祉法人となり得ず、また第1種社会福祉事業は、公共性の特に高い事業であり、その対象は社会的弱者ともいべき人々であることから、国、地方公共団体又は社会福祉法人が経営することが、原則とされています。（法第60条）
- (3) ただし、第2種社会福祉事業は、これにより社会福祉の増進を図ることを主な目的とする事業であり、これに伴う弊害のおそれが比較的少ないことから、その経営主体には、特に制限は設けられていません。
- (4) 社会福祉法人は、上記以外にその経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益事業、又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業の経営に充てることを目的とする収益事業を行うことができます。（法第26条）
- (5) これらの事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならないことを社会福祉法人の経営の原則としています。（法第24条）

## 2 社会福祉法の定めるところにより設立された法人

- (1) 法人とは、一定の人の集り又は財産の集りが、それ自体（具体的には、法人代表者の名前）で、あたかも個人と同様に法律上の権利を取得したり義務を負担したりすることのできる制度をいいます。

従って、法人代表者名で行った契約の効果は、代表者個人とは関係なく、その法人自体に帰属します。

これにより、事業経営の健全化、安定化を図ることができます。

- (2) 社会福祉法人を設立するには、その公共性の強さから一定の事項を定め所轄庁の認可を受けることが必要とされています。（法第31条第1項）

所轄庁は、その法人の行う事業の及ぶ区域により次のように区分されています。（法第30条）

所 轄 庁	範 囲
市 長	主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事業が当該市の区域を越えないもの。
都道府県知事	所轄庁が市長又は厚生労働大臣でないもの。
厚生労働大臣	2以上の地方厚生局の管轄区域にわたるものであって、厚生労働省令で定めたもの。

- (3) 社会福祉法人は、この設立の認可後、その主たる事務所の所在地において設立の登記することにより成立することになります。（法第34条）

### 3 その他

法人の行う事業については、「最低基準その他の要件を現に満たして事業を行っているか又は近い将来それらの要件を満たす見込みが確実である」場合のみ認可されることになっています。将来行うとする事業（即ち、社会福祉法人が設立された場合、直ちに行うことのできない事業）を、定款に列挙することは許されません。

このような事業については、将来必要な要件を具備し、着実な計画のもとに確実に事業を行い得る段階に至った時、定款変更の認可申請をし、その法人の事業の中に当該事業を加えることとなります。このことは、公益事業及び収益事業についても同じです。

要するに、定款に掲げる事業は、それが社会福祉事業であると否とを問わず、その事業の裏付けとなる資産を備えることを要し、それがまた法人の事業計画、収支予算書等と一体となり、更に、法令その他で定められた必要な要件を具備していることが要求されています。

別表 1

主な第 1 種社会福祉事業（法第 2 条第 2 項）

根拠法	事業	県庁担当課	備考
生活保護法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救護施設の経営</li> <li>・ 更生施設の経営</li> <li>・ その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設の経営</li> <li>・ 生計困難者に対し助葬を行う事業</li> </ul>	地域福祉課 〃 〃 〃	
児童福祉法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳児院の経営</li> <li>・ 母子生活支援施設の経営</li> <li>・ 児童養護施設の経営</li> <li>・ 障害児入所施設の経営</li> <li>・ 情緒障害児短期治療施設の経営</li> <li>・ 児童自立支援施設の経営</li> </ul>	子育て支援課 〃 〃 障がい福祉課 子育て支援課 〃	
老人福祉法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養護老人ホームの経営</li> <li>・ 特別養護老人ホームの経営</li> <li>・ 軽費老人ホームの経営</li> </ul>	長寿介護課 〃 〃	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者支援施設の経営</li> </ul>	障がい福祉課	
売春防止法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 婦人保護施設の経営</li> </ul>	子育て支援課	
社会福祉法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授産施設の経営</li> <li>・ 生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業</li> </ul>	地域福祉課 〃	



根拠法	事業	県庁担当課	備考
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービス事業</li> <li>・一般相談支援事業</li> <li>・特定相談支援事業</li> <li>・移動支援事業</li> <li>・地域活動支援センターの経営</li> <li>・福祉ホームの経営</li> </ul>	障がい福祉課 〃 〃 〃 〃	
身体障害者福祉法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者生活訓練等事業</li> <li>・手話通訳事業</li> <li>・介助犬訓練事業</li> <li>・聴導犬訓練事業</li> <li>・身体障害者福祉センターの経営</li> <li>・補装具製作施設の経営</li> <li>・盲導犬訓練施設の経営</li> <li>・視聴覚障害者情報提供施設の経営</li> <li>・身体障害者の更生相談に応ずる事業</li> </ul>	障がい福祉課 〃 〃 〃 〃 障がい福祉課 〃 〃	点字図書館、点字出版施設、聴覚障害者情報提供施設 <b>注(1)</b>
知的障害者福祉法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害者の更生相談に応ずる事業</li> </ul>	障がい福祉課	<b>注(1)</b>
生活困窮者自立支援法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定生活困窮者就労訓練事業</li> </ul>	地域福祉課	
社会福祉法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業</li> <li>・生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業</li> <li>・生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業</li> <li>・生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業</li> <li>・隣保事業</li> <li>・福祉サービス利用援助事業</li> <li>・第1種及び第2種社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業</li> </ul>	地域福祉課 〃 〃 長寿介護課 人権課 地域福祉課 〃	<b>注(2)</b> 社会福祉協議会の主たる事業はこれにあたる。

**注(1)** 相談事業は、各種法制度に対する正しい理解、施設の状況等の的確な把握がで

きている者が行うことが適当と考えられており、現在、地方公共団体が広汎に実施するようになってきている。

そのため、社会福祉法人審査基準（「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）においても、「公的相談機関の整備充実の状況を考慮しつつ、財政基盤、事業従事者の資質、事業実績等を十分に審査し、慎重に取扱う」とされており、公的相談機関との重複を避け、かつ、主に従来からの実績を判断し、持続性、安定性のあるものについてのみ、社会福祉法人の設立が認められる。

**注(2)** 無料又は低額介護老人保健施設利用事業についての基準は厚生労働省社会・援護局・老健局長連名通知において示されている。

## II 社会福祉法人の機関

社会福祉法人には、役員として理事及び監事を置かなければならないとされています。  
(法第36条)

また、評議員会を原則として置くこととされています。

### 1 理事

理事は、法人内部の事務を処理するとともに、外部に向かって法人を代表する機関です。理事については、以下のような要件が定められています。

(1) 理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たしうる者であること。

また、責任体制を明確にするため、理事の中から理事長を選出すること。

(2) 理事長及びそれ以外の理事は、法人の自主的な経営機能の強化及び内部牽制体制の確立の観点から、それぞれが代表権を有しても差し支えないものとするが、各理事と親族等の特殊の関係にある者（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の17第6項第1号に規定する親族等をいう。以下同じ。）のみが代表権を有する理事となることは適当でないこと。

なお、代表権の制限を行う場合は、組合等登記令（昭和39年政令第29号）に基づきその内容を登記すること。

(3) 理事の定数は6名以上の確定数とすること。

(4) 各理事と親族等の特殊の関係のある者が、関係法令・通知に定める制限数を越えて選任されてはならないこと。(注1・10頁)

(5) 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。(注2・11頁)

(6) 理事には、社会福祉事業について、学識経験を有する者又は地域の福祉関係者を加えること。(注3、4・11頁)

(7) 社会福祉施設を経営する法人にあつては、施設運営の実態を法人運営に反映させるため、1人以上の施設長等が理事として参加すること。ただし、評議員会を設置していない法人にあつては、施設長等施設の職員である理事が、理事総数の3分の1を超えてはならないこと。

(8) 関係行政庁の職員が法人の役員になることは法第61条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないので、差し控えること。ただし、社会福祉協議会にあつては、役員総数の5分の1の範囲内で関係行政庁の職員が、その役員となっても差し支えないこと。

(9) 実際に法人運営に参画できない者を、役員として名目的に選任することは、適当でないこと。

(10) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が、慣例的に理事長に就任したり、役員として参加したりすることは適当でないこと。

(11) 任期は2年を超えることができない。(再任は妨げない) (法第36条第2項)

(12) 欠格条項 次のいずれかに該当する者は、役員になることができない。

(法第36条第4項)

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくな

るまでの者

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

エ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

## 2 監事

監事は、法人の監査機関で、理事の業務執行の状況及び法人の財産状況を監査します。監事についても、以下のような要件が定められています。

- (1) 定数は、2名以上であること。
- (2) 1名は、社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者であること。(注3、4・11頁)
- (3) 1名は、法第44条に規定する財務諸表等を監査し得る者であること。
- (4) 当該法人の理事、評議員及び職員又はこれらに類する他の職務を兼任することはできないこと。(法第41条)
- (5) 他の役員と親族等特殊の関係がある者であってはならないこと。(注1・10～12頁)
- (6) 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者であってはならないこと。(注2・11頁)
- (7) 1(8)、(9)、(10)、(11)、(12)と同じ。

## 3 評議員会

社会福祉法人は、その公共性に鑑み、民主的、適正な運営を図るため評議員会を原則として置くこととされています。

ただし、次に掲げる事業のみを行う法人については、この限りではありません。

- ① 都道府県又は市町が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業
- ② 保育所若しくは幼保連携型認定こども園を経営する事業又は小規模保育事業(保育所若しくは幼保連携型認定こども園を経営する事業又は小規模保育事業併せて行う、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の11の規定に基づく地域子育て支援拠点事業、同法第34条の12の規定に基づく一時預かり事業、同法第34条の18の規定に基づく病児保育事業及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第1号の規定に基づく利用者支援事業のいずれか又は複数の事業を含む。)
- ③ 介護保険事業

※注 ①～③のいずれかの事業、または①～③の複数の事業を行う場合、評議員会の設置について任意としている。

評議員会及び評議員については、以下のような要件が定められています。

- (1) 定数は、理事の定数の2倍を超える数とすること。(法第42条第2項)
- (2) 親族等特殊の関係にある者が、制限数以内であること。(注1・10頁)
- (3) 原則として、評議員会を諮問機関とし、法人の業務の決定に当たり重要な事項について、あらかじめ評議員会の意見を聴くことが必要であること。
- (4) 役員を選任は評議員会において行うことが適当であること。
- (5) 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が評議員総数の3分の1を超えてはならないこと。
- (6) 社会福祉事業の経営は地域との連携が必要なことから、評議員には地域の代表を

加えること。(注5・11頁) また、利用者の立場に立った事業経営を図る観点から、利用者の家族の代表が加わることが望ましいこと。

〈理事会における最少必要となる出席者数〉

理事総数 (=理事現数)	理事会成立数 (理事総数の3分の2以上)	理事会における 最少必要となる出席者数	
		過半数 議決議案	3分の2以上 議決議案
6名	4名	5名	4名
7名	5名	5名	5名
8名	6名	6名	6名
9名	6名	6名	6名
10名	7名	7名	7名

※ 理事会の定足数は、理事総数の3分2以上

※ 理事会における単純多数決（過半数で決定）及び評議員会の場合、議長は出席者にカウントしますが、議決権は可否同数のときにのみ行使できます。

〈評議員会における最少必要となる出席者数〉

評議員総数 (=評議員現数)	評議員会成立数 (評議員総数の過半数)	最少必要となる出席者数 (全て過半数決議案)
13名	7名	8名
15名	8名	9名
17名	9名	10名
19名	10名	11名
21名	11名	12名

※ 評議員会の定足数は、評議員会総数の過半数（定款準則第12条備考一（評議員会）の条第7項）

※ 評議員会は、書面出席が認められない。

※注1 親族等の人数は理事の定数に応じて次のとおりとすること。

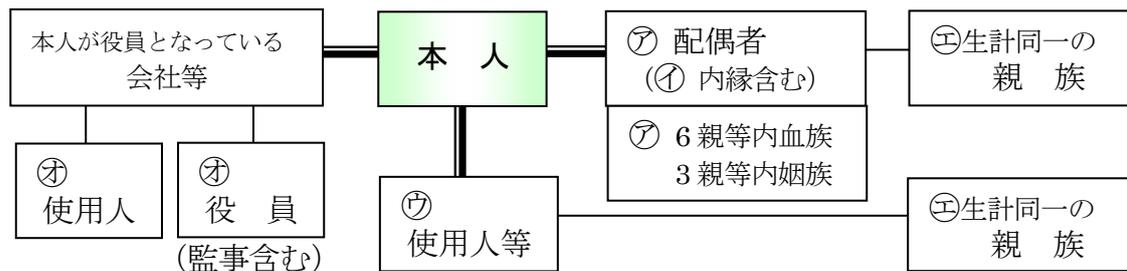
理事定数	親族等の人数
6名～ 9名	1名
10名～12名	2名
13名以上	3名

(1) 例えば、理事6名、監事2名の場合は、理事については、2名ずつ3組の親族等の組合せがあってもよいが、監事については、その親族等が1名でも役員のうちに含まれてはならないということである。

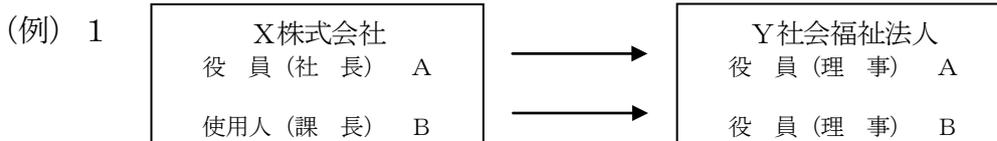
(2) 「親族等の特殊の関係にある者」とは次のとおり。

- ㉞ 当該役員等と親族関係にある者。具体的には、①6親等内の血族、②配偶者、③3親等内の姻族
- ㉟ 当該役員等と婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ㊱ 当該役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ㊲ ㉟又は㊱に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- ㊳ 次に掲げる法人の法人税法第2条第15号に規定する役員（①において「会社役員」という。）又は使用人である者
  - ①当該役員等が会社役員となっている他の法人
  - ②当該役員等及びイからエまでに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第2条第10号に規定する政令で定める特殊の関係にある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

〈特殊の関係のある者（図式）〉

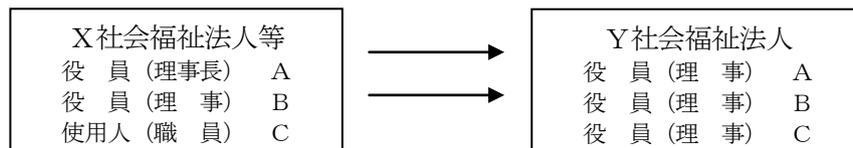


〈その他特殊関係の例〉



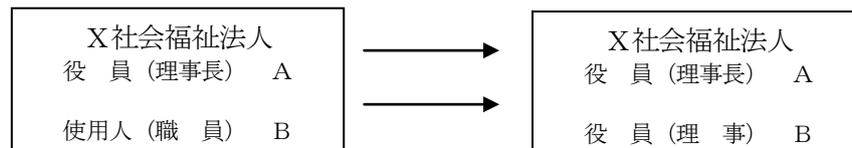
A、BはX株式会社において雇用関係にあり、その者がY社会福祉法人の役員に就任する場合、特殊関係になる。

(例) 2



雇用関係にあたらぬ同じ法人の役員同士又は役員と使用人の関係についてもそれぞれ特殊関係になる。この法人には、株式会社に限らず、社会福祉法人、公益法人、医療法人、宗教法人等が含まれるので、その役員や使用人についても特殊関係になる。

特殊関係ではない例



同一法人における雇用関係の者が当該法人の役員に就任することに限っては特殊関係にならない。

**※注2 「社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者」とは、次のような者が該当します。**

法人との契約関係にある業者の職員等

(業者の具体例としては、会計事務所、建物管理業者、給食業者、協力医療機関など)

**※注3 次のような者は、「社会福祉事業について学識経験を有する者」であること。**

- (1) 社会福祉に関する教育を行う者
- (2) 社会福祉に関する研究を行う者
- (3) 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
- (4) 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

**※注4 次のような者（現職に限る。）は、「地域の福祉関係者」であること。ただし、監事については、(5)を除く。**

- (1) 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体等の代表者等
- (4) 医師、保健師、看護師等保健医療関係者
- (5) 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

**※注5 評議員に加える「地域の代表」とは、次のような者（現職に限る。）である。**

- (1) 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員
- (2) 民生委員・児童委員



### Ⅲ 社会福祉法人の資産

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければなりません。  
(法第25条)

#### 1 資産の所有等

法人は、社会福祉事業を行うのに直接必要なすべての物件について所有権を有することが必要とされています。もっとも、これにより難しい場合は、例外的に国又は地方公共団体からの貸与又は使用許可を受けることによりこれに替えることができます。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を運営する法人の場合には、土地）に限り国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることとしても差し支えありません。

ただし、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければなりません。

#### 2 資産の区分

社会福祉法人の資産は、**基本財産**、**運用財産**、**公益事業用財産**及び**収益事業用財産**に区分されます

##### (1) 基本財産

- ① 基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、所轄庁（法第30条に規定する所轄庁）の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。
- ② 社会福祉施設を運営する法人は、すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けている場合にあつては、1,000万円（平成12年12月1日より前に設立された法人の場合は、100万円）以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。）を基本財産として有していなければならないこと。  
また、設立当初完成していない建物については、定款への記載はできないため、竣工後に所有権の登記を行った後、すみやかに定款変更を行う必要がある。
- ③ 社会福祉施設を運営しない法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）は、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならないこと。ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的経営が図れるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができること。

- ④ 居宅介護等事業（母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業又は障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る。））の経営を目的として法人を設立する場合には、「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。
- ⑤ 共同生活援助事業等の経営を目的として法人を設立する場合には、「共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。
- ⑥ 介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合には、「介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について」（厚生労働省社会・援護局長通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。
- ⑦ 社会福祉協議会（社会福祉施設を経営するものを除く。）及び共同募金会にあっては、300万円以上に相当する資産を基本財産として有していかなければならない。

ただし、市町社会福祉協議会にあっては、300万円と10円に当該市町の人口を乗じて得た額（100万円以下のときは100万円とする。）とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産で差し支えないこと。
- ⑧ ②から⑦まで以外の財産であっても、法人が重要と認める財産は基本財産として差し支えないこと。

## (2) 運用財産

- ① 基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべて運用財産であること。
  - ② 法人を設立する場合にあっては、必要な資産として運用財産のうちに当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないこと。

なお、介護保険法上の事業又は障害者自立支援法上の障害福祉サービスにも該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあっては、12分の2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していることが望ましいこと。
  - ③ 運用財産の処分等に特別の制限はないが、社会福祉事業の存続要件となるものは、みだりに処分しないよう留意すること。
- (3) 公益事業用財産及び収益事業用財産

公益事業及び収益事業の用に供する財産は、他の財産と明確に分離して管理すること。

ただし、事業規模が小さい公益事業については、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない限りで他の財産を活用して差し支えないこと。

### 3 資産の管理

- (1) 基本財産（社会福祉施設を経営する法人にあつては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。）の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産として常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当ではないこと。
  - ① 価格の変動が著しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債券等）
  - ② 客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等）
  - ③ 減価する財産（建築物、建造物等減価償却資産）
  - ④ 回収が困難になるおそれのある方法（融資）
- (2) 基本財産以外の資産（運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあつても、安全、確実な方法で行うことが望ましいこと。

また、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められること。ただし、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られること。
- (3) 法人の財産（基本財産、基本財産以外の財産双方）については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担財産が財産の相当部分を占めないようにする必要があること。

### 4 その他

- (1) 社会福祉法人の設立に際して、寄附が予定されている場合には、次の要件を満たさなければならないこと。
  - ア 書面による贈与契約がなされ、かつ、寄附者の所得能力、営業実績、資産状況等からその寄附が確実になされること。
  - イ 所得能力、営業実績、資産状況については、所得証明書、納税証明書、残高証明書、資産証明書等により明らかにされること。
- (2) 独立行政法人福祉医療機構等からの借入金に対する償還財源、不動産の賃貸料その他必要とされる経常経費について、寄附金を予定する場合には、次の要件を満たさなければならないこと。
  - ア 前記(1)ア、イの要件が満たされていること。
  - イ 個人の寄附については、年間の寄附額をその者の年間所得から控除した後の所得額が社会通念上その者の生活を維持できると認められる額を上回っていないなければならないこと。（年間の寄附額が概ね課税所得の25%以下）
  - ウ 完済時（10～20年後）まで寄附できる年齢であること。

## IV 社会福祉法人設立認可申請手続き

### 1 概要

(1) Iで述べたとおり、社会福祉法人を設立する場合には、設立代表者等が所轄庁に設立認可の申請を行い、その認可を受けることが必要です。

また、施設を経営する法人を設立する場合には、その建設に係る補助金等の関係及び施設の認可等を受ける必要があるため、事前に県健康福祉部の各施設担当課又は所轄する各県福祉事務所（保健所）及び市町と十分に協議をしてください。

（図1参照・18頁）

(2) 申請書提出先

各所轄庁（132頁）

(3) 提出部数

正 本 2通

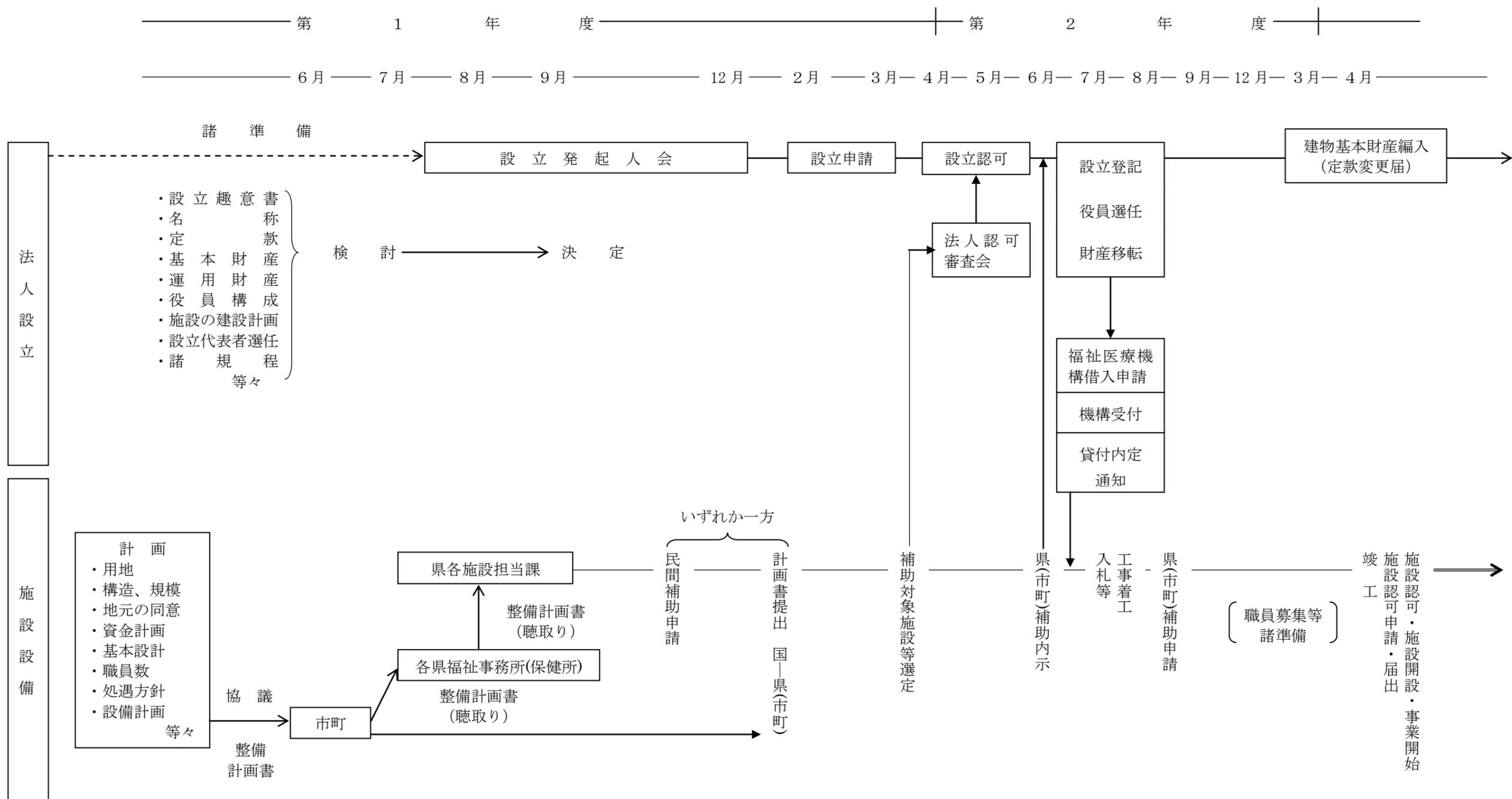
提出されたもののうち一部は認可後、認可書として交付します。

## 2 設立認可申請書類作成にあたって留意すべき事項

- (1) 提出書類一覧表（V参照）のうち適宜必要な書類を、一覧表の順に、2穴のひも綴じとして横見出しを付け提出すること。（下記(3)の場合以外には割印の必要はない。）
- (2) 履歴書等添付書類が重複する場合は、先に添付する1部のみでよいが、後の添付箇所には、省略した旨記載すること。
- (3) 書類中の印鑑は、すべて実印とし、写しの書類には、すべて設立代表者名で原本と相違ない旨の証明をすること。一つの書類が、複数ページにわたる場合は割印をすること。
- (4) 財産目録は、日付を設立当初とし、土地、建設資金、運転資金等が、贈与された後の形態とすること。
- (5) 土地、建物等の表示は、不動産登記事項証明書上の表示と一致させること。
- (6) 農地転用等が必要な場合は、手続きに長期間を要することがあるので、早めに手続きを行うよう留意すること。
- (7) 土地の評価書は、不動産鑑定士の鑑定書又は金融機関の発行する評価証明書等であること。
- (8) 現金残高証明書の日付は、すべて同一日付とすること。
- (9) 印鑑登録証明書、身分証明書、不動産登記事項証明書等は、申請前3か月以内のものであること。
- (10) 事業計画書、収支予算書は、最低基準等に適合しなければならないので、事前に県の各施設、事業担当課及び所轄する県各福祉事務所（保健所）と相談すること。  
なお、事業計画書には、予定している全ての事業、事業所について記載すること。  
また、設立認可されるまでの間に、事業計画に変更が生じた場合は、速やかに協議を行うこと。
- (11) 設立発起人、役員の履歴書には、現職、社会福祉経験の有無について明記すること。
- (12) 申請書類の原案ができた時点で、予め各所轄庁（132頁）に協議すること。

図1 (16頁)

社会福祉法人設立手続概要（施設を経営する法人、単年度整備の場合）



## V 社会福祉法人設立認可申請書一覧表

- 〔 1 添付書類に漏れのないように確認してください。 〕  
 〔 2 添付書類はこの順序で編綴してください。 〕

		添 付 書 類	様式（記載例） 及び様式例	
1		社会福祉法人設立認可申請書	様式 1・22 頁	
2		定款（社会福祉法人定款準則参照）	〃 2・25 頁	
3		設立発起人会議事録（写）（設立趣意書含む）	様式例 3・37 頁	
4		添付書類目録	様式 4・39 頁	
5		財産目録	様式例 5・42 頁	
6 財産目録記載の財産が法人に帰属することを証する書類	(1)	贈与契約書（写）	〃 6・43 頁	
	(2)	贈与者が地方公共団体の場合 確約書（写）又は補助予定通知書（写）	〃 7・45 頁	
	(3)	贈与者の身分証明書、印鑑登録証明書	〃 8・46 頁	
	(4)	ア	定款	-
		イ	法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）	-
		ウ	社員総会等議事録（写）及び決算書	〃 9・47 頁
	(5)	現金等残高証明書、所得証明書等	-	
	(6)	不動産登記事項証明書（地図又は地図に準ずる図面（公図含む））	-	
	(7)	不動産の価格評価書	-	
	(8)	所有権移転登記確約書	〃 10・48 頁	
(9)	（農地転用許可書（写））	-		
(10)	（寄附物件に付随する負債の引き受けを証する書類）	〃 11・49 頁		
7 （借地の場合）	(1)	地方公共団体の無償貸与確約書（写）	〃 12・50 頁	
	(2)	地上権設定契約書（写）	〃 13・51 頁	
	(3)	地上権設定登記誓約書（写）	〃 14・52 頁	
	(4)	土地賃貸借契約書（写）	〃 15・53 頁	
	(5)	賃借権登記誓約書（写）	〃 16・54 頁	
	(6)	地主の身分証明書及び印鑑登録証明書	-	
	(7)	不動産登記事項証明書（地図又は地図に準ずる図面（公図含む））	-	
	(8)	地代贈与契約書（写）	〃 27・67 頁	
	(9)	地代寄附者の身分証明書、印鑑登録証明書及び所得証明書	-	
	(10)	（農地転用許可書（写））	-	

		添 付 書 類	様式（記載例） 及び様式例
8 事業計画等	(1)	建設年度収支予算書（資金収支予算書・資金収支予算内訳書）	様式例 18・57 頁
	(2)	第 1 年度事業計画書	〃 17・55 頁
	(3)	第 1 年度収支予算書（資金収支予算書・資金収支予算内訳書）	〃 18・57 頁
	(4)	第 2 年度事業計画書	〃 17・55 頁
	(5)	第 2 年度収支予算書（資金収支予算書・資金収支予算内訳書）	〃 18・57 頁
	(6)	事業計画に係る確約書	-
9 設立者、 設立後の役員及び 評議員に関する書類	(1)	設立代表者の履歴書	〃 19・59 頁
	(2)	〃 身分証明書	-
	(3)	〃 印鑑登録証明書	-
	(4)	設立代表者の権限を証する書類（委任状）	〃 20・60 頁
	(5)	役員及び評議員就任承諾書	〃 21・61 頁
	(6)	役員及び評議員就任予定者の履歴書	〃 19・59 頁
	(7)	〃 身分証明書	〃 8・46 頁
	(8)	〃 印鑑登録証明書	-
	(9)	特殊関係申立書（親族等の特殊の関係にあるものに関する申立書）	〃 22・62 頁
	(10)	欠格事項に該当しないことの申立書	〃 23・63 頁
10 施設建設関係書類	(1)	施設建設計画書	〃 24・64 頁
	(2)	建設図面（付近見取図・配置図・平面図・立面図）	-
	(3)	施設建設費見積書	-
	(4)	設計監理費見積書	-
	(5)	建築確認書（写）	-
	(6)	設備整備（初度調弁）計画書	〃 25・65 頁
	(7)	設備整備費見積書	-
	(8)	補助金交付決定内定書（写）	-
	(9)	助成金等の交付決定内定書（写）	-
	(10)	建設自己資金贈与契約書（写）	-
	(11)	贈与者の身分証明書	-
	(12)	贈与者の印鑑登録証明書	-
	(13)	贈与者の残高証明書、所得証明書等	-

		添 付 書 類		様式（記載例） 及び様式例
10 施 設 建 設 関 係 書 類	(14) 借 入 金 関 係 書 類	ア	貸付内定書（写）	—
		イ	償還計画	様式例 26・66 頁
		ウ	償還金贈与契約書（写）	〃 27・67 頁
		エ	寄附者及び保証人の身分証明書	—
		オ	〃 印鑑登録証明書	—
		カ	〃 所得証明書又は納税証明書	—
		キ	（寄附者が地方公共団体の場合 確約書（写）又は 補助予定通知書（写））	—
		ク	（寄附者が団体の場合 定款、登記事項証明書、議 事録（写）及び決算書）	—
		ケ	（寄附者が後援会の場合 規約、会員名簿、議事録 （写）、後援会の過去3～5年寄附実績）	—
11 施 設 長 関 係	(1)	施設長就任承諾書		〃 28・69 頁
	(2)	施設長就任予定者の履歴書		〃 19・59 頁
	(3)	施設長の資格を証する書類		—
12		基本財産編入誓約書		〃 29・69 頁
13		諸規程（管理、就業、給与、経理等）		—

※ 原本に公印等の押印のある文書の写しを添付する場合には、原本証明を行ったものを添付すること。

様式 1 (記載例) 設立認可申請書

(表 面)

社会福祉法人設立認可申請書			
設立者又は 設立代表者	ふりがな		
	住 所	〒〇〇〇—〇〇〇〇 三重県〇〇市〇〇町〇番地	
	ふりがな		
	名 前	〇 〇 〇 〇 ⑤	
申請年月日		申請書提出年月日を記載すること。	
社会福祉法人 設立の 趣意	<p>本社会福祉法人の設立を求める、福祉作業所〇〇（平成〇年開所）は、障がいのある人たちが、地域の中でいきいきと豊かに暮らすための福祉就労の場として、多くの市民の支援を受けて長年活動してきました。</p> <p>(中略)</p> <p>そこで、社会的信用が高く、共同生活援助など新しい障害福祉サービスの展開が認められている社会福祉法人の設立が必要となります。また、〇〇市内における、本社会福祉法人の設立が及ぼす影響は大きく、地域福祉向上へ大きく寄与するものと考えます。以上のことから、〇〇市の協力、指導を得ながら、障がいのある人たちの地域における自己実現を目指して、障害者総合支援法に基づく多機能型（生活介護、就労継続支援B型）を行なうことを目的として、社会福祉法人〇〇会の設立を計画するものです。</p>		
	<p>法人本部の所在地（原則として施設の所在地と同一）となる住所を記載すること。（準備室等を設置している場合は、その住所とし設立後定款変更することもできる。）</p>		
主たる事務所の所在地		〒〇〇〇—〇〇〇〇 三重県〇〇市△△町△番地	
法人の名称		社会福祉法人 〇〇〇〇	
事業の種類	社会福祉事業	第1種	
		第2種	障害福祉サービス事業の経営
	公益事業		
	収益事業		

設立代表者個人の住所、氏名とし、その個人印（実印）を押印すること。

設立の経緯、又は動機、事業内容等をできる限り詳しく記載すること。この欄に書き切れない場合は、別紙に記載してもよい。

社会福祉法人の名称や、施設の名称には、個人名等から引用したものは認められない。また県内に既にある法人と同一の名称を用いることは避けること。さらに法人名と施設名は、区別できる名称を用いること。ただし〇〇会（法人名）〇〇園とすることはできる。

将来行おうとする事業を列挙することは許されない。

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本工業規格A列4番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。

## (裏 面)

資 産	純 額 ⑤-⑥	内 訳								
		社会福祉事業用財産		③公益事業 用財産	④収益事業 用財産	⑤積極財産 ①+②+③+④	⑥負 債			
		①基本 財産	②運用 財産							
円	円	円	円	円	円	円				
役 員 と な る べ き 者	理 事	氏 名	代表 権の 有無	親族等 の特殊 関係者 の有無	役員の資格等 (該当に○)				他の社会福祉 法人の代表者 への就任状況	
	監 事 の 別				学識 経験	地域 福祉 関係	施設長	その他	有 無	法人名
評議員会の有無			評議員の定数							

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4版とすること。  
 2 記事事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは日本工業規格A列4番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。  
 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第2条第2項各号に掲げる書類を添付すること。  
 4 評議員会が有の場合は、別紙を添付すること。



## 様式 2

社会福祉法人定款準則  
社会福祉法人〇〇福祉会定款

### 第1章 総 則

#### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第1種社会福祉事業

- (イ) 障害児入所施設の経営
- (ロ) 特別養護老人ホームの経営
- (ハ) 障害者支援施設の経営

#### (2) 第2種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービス事業の経営
- (ロ) 老人介護支援センターの経営
- (ハ) 保育所の経営
- (ニ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ホ) 一般相談支援事業の経営
- (ヘ) 移動支援事業の経営
- (ト) 地域活動支援センターの経営
- (チ) 福祉ホームの経営

#### (備考)

- (1) 具体的な記載は、社会福祉法の基本的理念に合致するものであるとともに、それぞれの法人の設立の理念を体现するものとする。
- (2) 児童福祉に関する事業を行う法人においては、「心身ともに健やかに育成される」との趣旨に合致するものとする。
- (3) 上記記載は、あくまで一例であるので、(1)、(2)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

#### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人〇〇福祉会という。

#### (経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

#### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を三重県〇〇市〇〇丁目〇〇番に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を三重県〇〇市〇〇丁目〇〇番に置く。

## 第2章 役員及び職員

(役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 ○○名

(2) 監事 ○○名

2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長は、この法人を代表する。

4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに○名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(備考)

(1) 理事の定数は、6名以上とすること。

監事の定数は、2名以上とすること。

(2) 第4項の親族等の人数は、理事の定数に応じて次のとおりとすること。

理事定数	親族等の人数
6名～9名	1名
10名～12名	2名
13名～	3名

(3) 理事長又は理事に総裁、会長という名称を与えることは差し支えないこと。

(4) 常務理事を置くときは、理事長、常務理事及び平理事の職務権限を明確にすること。

(5) 理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合には、例えば「理事長及び常務理事は、この法人を代表する。」というような記載にすること。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 理事長任期は、理事として在任する期間とする。

(備考)

「役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。」という規定を定款に記載するのは、定款において役員任期を2年未満と定めた場合に限るものとし、この場合には任期終了から就任後2年までの間に限り、引き続き前役員がその職務を行うことができること。

(役員選任等)

第7条 理事は、理事総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

2 監事は、理事会において選任する。

3 監事は、この法人の理事、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(備考)

評議員会を設ける場合には、理事や監事の選任も評議員会において行うこととすることが適当であり、次のとおり記載すること。

第7条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

2 監事は、評議員会において選任する。

3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第8条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

2 理事会は、理事長がこれを招集する。

3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。

4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

8 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(備考)

(1) 「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務がある。なお、これらは例示であって、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えないこと。

① 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

(注) 理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会が（評議員会が必置の法人においては評議員会の意見を聴いて）あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。  
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

- (注) 当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
- ④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- (注) 当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
- ⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの。
- ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
  - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
  - ウ 緊急を要する物品の購入等
- (注1) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会が（評議員会が必置の法人においては評議員会の意見を聴いて）あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。
- (注2) 当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
- ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (注1) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会が（評議員会が必置の法人においては評議員会の意見を聴いて）あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。
- (注2) 当該取得等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
- ⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄
- ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- (注1) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会が（評議員会が必置の法人においては評議員会の意見を聴いて）あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。
- (注2) 当該売却等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
- ⑧ 予算上の予備費の支出
- ⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関すること
- ⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関すること
- ⑪ 寄付金の受入れに関する決定
- ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (注) 寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。
- なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。
- (2) 理事会に出席できない理事が、その議決権を他の理事に委任することができる旨の規定を設けることは認められないこと。
- (3) 理事会に出席できない理事について、書面による表決を認めるときは、第5項の次に次の1項を加えること。

6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。

- (4) 議長の議決権については、第6項の規定により、可否同数のときの決定権として行使されることとなり、それより前に行使することは二重の投票権を有する結果にもなり、不都合な事態を招く。そのため、可否同数のときより前の議決はできないことに留意すること。
- (5) 理事に建設請負業者や物品納入業者等が加わっている法人が建設工事請負や物品納入等の契約を行おうとする場合には、当該理事は特別の利害関係を有することとなるので、当該契約の入札価格の決定や業者選定等に係る議事の議決には加わることができないこと。

(理事長の職務の代理)

第10条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び〔所轄庁〕に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

(備考)

評議員会を設ける場合には、評議員会に対しても監査結果を報告し、かつ意見を述べることにすることが適当であり、次のとおり記載すること。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び〔所轄庁〕に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第12条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

(備考1)

評議員会を設ける場合には、定款に次の章を加えること。

第〇章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第〇条 評議員会は、〇〇名の評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 評議員会に議長を置く。
- 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(備考)

- (1) 次に掲げる事業のみを行う法人以外の法人は、評議員会を設けること。
  - ① 都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業
  - ② 保育所若しくは幼保連携型認定こども園を運営する事業又は小規模保育事業（保育所若しくは幼保連携型認定こども園を運営する事業又は小規模保育事業と併せて行う、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の11の規定に基づく地域子育て支援拠点事業、同法第34条の12の規定に基づく一時預かり事業、同法第34条の18の規定に基づく病児保育事業及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号の規定に基づく利用者支援事業のいずれか又は複数の事業を含む。）
  - ③ 介護保険事業
- (2) 評議員の定数は、理事定数の2倍を超える数とすること。
- (3) 議長の議決権については、第7項の規定により、可否同数のときの決定権として行使されることとなり、それより前に行使することは二重の投票権を有する結果にもなり、不都合な事態を招く。そのため、可否同数のときより前の議決はできないことに留意すること。

(評議員会の権限)

第〇条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める

## 事項

- 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(備考)

「原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない」とは、一定の場合においては事前に意見を聴くことを不要とするものである。ここにおける「一定の場合」とは、災害時等緊急に法人として意思決定する必要がある場合等、理事会として当該法人の運営上あらかじめ評議員会の意見を聴くことが著しく困難であると認められる場合である。

(同前)

第〇条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第〇条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

- 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が〇名を超えて含まれてはならない。

(備考)

第2項の親族等の人数は、評議員の定数に応じて第5条の(備考)の(2)と同様とすること。

(評議員の任期)

第〇条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。

(備考2)

社会福祉協議会及び社団的な法人で会員制度を設ける社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

## 第〇章 会員

(会員)

第〇条 この法人に会員を置く。

- 2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は、別に定める。

(備考3)

都道府県社会福祉協議会である社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

## 第〇章 運営適正化委員会

### (運営適正化委員会の設置)

第〇条 この法人に、社会福祉法に規定する運営適正化委員会（以下「運営適正化委員会」という。）を置く。

### (運営適正化委員会の委員の定数)

第〇条 運営適正化委員会の委員は〇名とする。

### (運営適正化委員会の委員の選任)

第〇条 運営適正化委員会の委員は、本法人に置かれる選考委員会の同意を得て、会長が選任する。

### (運営適正化委員会の委員の定数の変更)

第〇条 法人が前条に定める定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かなければならない。

### (業務の報告)

第〇条 運営適正化委員会はその業務の状況及び成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。

### (その他)

第〇条 運営適正化委員会については、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

## 第3章 資産及び会計

### (資産の区分)

第13条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 三重県〇〇市〇〇丁目〇〇番地所在の木造瓦葺平家建〇〇保育園園舎 一棟  
( 平方メートル)

(2) 三重県〇〇市〇〇丁目〇〇番所在の〇〇保育園 敷地( 平方メートル)

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

### (備考)

公益及び収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載すること。

### (資産の区分)

第13条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）の4種（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、3種）とする。

2 本文第2項に同じ。

3 運用財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）は、第〇条に掲げる公益を目的とする事業及び第〇条に掲げる収益を目的とする事業（公益を目的とする事業又は収益

を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業のみを記載)の用に供する財産とする。

5 本文第4項に同じ。

(基本財産の処分)

第14条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第15条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(備考)

基本財産以外の資産において、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には、第2項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(特別会計)

第16条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(備考)

公益事業又は収益事業を行う場合には、必ず当該事業に関する会計は、事業ごとに特別会計としなければならないこと。

(予算)

第17条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第18条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(備考)

現況報告書及び添付書類である貸借対照表及び収支計算書については、インターネットを活用し、公表しなければならないこと。また、その他の情報についても同様の方法で公表することが望ましい。

(会計年度)

第19条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第20条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(備考)

法人の会計の処理については、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号)に準拠して定めること。

(臨機の措置)

第21条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

(備考1)

公益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

## 第〇章 公益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 〇〇の事業

(2) 〇〇の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(注1) 具体的な目的の記載は、事業の種別に応じ、社会福祉法の基本的理念及びそれぞれの法人の理念に沿って記載すること。

(注2) 上記記載は、あくまで一例であるので、(注1)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

(注3) 公益事業のうち、規模の小さい社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。

(剰余金が出た場合の処分)

第〇条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う

社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

(備考2)

収益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

## 第〇章 収益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 〇〇業
- (2) 〇〇業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(備考)

事業種類は、事業の内容が理解できるよう具体的に記載すること。

(収益の処分)

第〇条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）第 4 条及び平成 14 年厚生労働省告示第 283 号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

(備考)

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 14 条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令（昭和 39 年政令第 224 号）第 6 条第 1 項各号に掲げる事業については、本条は必要ないこと。

## 第 4 章 解散及び合併

(解散)

第 22 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 23 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第 24 条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、〔所轄庁〕の認可を受けなければならない。

## 第 5 章 定款の変更

(定款の変更)

第 25 条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、〔所轄庁〕の認可（社会福祉法第 43 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を〔所轄庁〕に届け出なければならない。

## 第6章 公告の方法その他

(公告の方法)

第26条 この法人の公告は、社会福祉法人〇〇福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(備考)

公告の方法は、第26条に規定する方法に加え、インターネットによる公開等多様な手法を活用することが望ましい。なお、解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告すること。

(施行細則)

第27条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。その任期は、この定款第〇条の規定にかかわらず、平成〇年〇月〇日までとする。

理事長

理 事

〃

〃

〃

〃

監 事

〃

附 則

この定款は、所轄庁の認可の日（平成 年 月 日）から施行する。

(注) 準則中のアンダーラインの部分は、租税特別措置法第40条の特例を受けようとする場合における国税庁長官の審査事項である。

(補足説明)

〈附則例〉

(注) 既存の法人で「理事を増員するとき」

増員された理事と在任中の理事の任期が同時に満了となるよう規定することに留意すること。

「2 平成〇年〇月〇日付の定款変更に伴い増員された理事〇名の任期は、定款第〇条の規定にかかわらず、平成〇年〇月〇日までとする。」

様式例 3

社会福祉法人〇〇〇〇〇設立発起人会議事録

1 日 時 平成 年 月 日 時から 時まで

2 場 所

3 出席者 設立発起人

○	○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○	以上計	8名

4 議長の選任

設立発起人の全員の出席をみたので、発起人〇〇〇〇〇が仮議長となり、直ちに議長の選任を求めたところ発起人〇〇〇〇〇から仮議長を推したい旨動議の提出があり、満場の賛同を得て、発起人〇〇〇〇〇が議長となり、議事に入る。

5 議案及び議事の顛末

第〇号議案 社会福祉法人〇〇〇〇〇〇の設立について

議長が別紙設立趣意書を朗読、その趣旨に基づき社会福祉法人〇〇〇〇〇〇を設立することを満場一致をもって議決した。

第〇号議案 社会福祉法人〇〇〇〇〇〇定款の承認について

議長が別紙定款を朗読、原案を社会福祉法人〇〇〇〇〇〇定款として採択することに満場一致議決した。

第〇号議案 設立当初の財産目録、事業計画、収支予算について

設立当初の資産、事業内容、収支予算について議長から承認を求めたところ全員異議なく賛成した。

第〇号議案 社会福祉法人〇〇〇〇〇〇、設立者及び設立当初の役員並びに設立代表者について

設立者及び設立当初の役員には、設立発起人全員がなることとなり、役員として理事〇名・監事〇名を選ぶこととし、互選の結果、次のとおり決定、全員就任を承諾した。

更に設立代表者及び理事長に理事〇〇〇〇〇を選出し、これに設立手続に関する一切の権限を委任することに満場一致議決した。

理 事 長	○	○	○	○
理 事	○	○	○	○
〃	○	○	○	○
〃	○	○	○	○
〃	○	○	○	○
〃	○	○	○	○

監 事 ○ ○ ○ ○  
" ○ ○ ○ ○

第○号議案 特別養護老人ホーム○○園の建設について

特別養護老人ホーム○○園の建設計画及び建設費について審議したところ鉄骨造2階建延 m<sup>2</sup>建設総額 円、その内訳は、本体工事費 円、附帯設備費 円、初度調弁費 円、設計監理費 円 をもって建設することに満場一致議決した

第○号議案 建設資金計画と借入金について

建設資金 円の財源として寄附金 円、国県市補助金 円を充当するがなお不足する 円を福祉医療機構から借り入れることを全員異議無く承認した。

第○号議案 借入金に関する担保物件について

建設に伴う福祉医療機構から借入金 円の担保物件については、建設予定地及び建物を担保提供することを全員異議なく承認した。

第○号議案 借入金に関する連帯保証人について

特養建設に伴う福祉医療機構からの借入金 円の連帯保証人については、理事長○○氏及び○○氏を充てることとして本人も承諾しているため全員異議なく承認した。

第○号議案 借入金に関する償還財源について

特養建設に伴う福祉医療機構からの借入金の償還財源については、全額○○氏からの寄附金を充当し、なお償還については、理事全員が責任をもち将来滞納が生じたときは、理事全員が連帯して償還することを全員異議なく承諾した。

第○号議案 贈与契約締結に伴う特別代理人の選任について

理事長（又は設立代表者）○○○○と法人との贈与契約締結に際して本人の特別代理人として設立発起人△△△△を選任するとともに、本契約締結に関する一切の権限を△△△△に委任することを満場一致議決した。

第○号議案 議事録署名について

議長より議事録署名人を指名したい旨を述べたところ全員異議なく賛成したので、議長は、下記兩名を議事録署名人として指名した。

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

この議事録の正確を期するため、次のとおり署名する。

平成 年 月 日

設立発起人会議長

署 名 人  
署 名 人

印 ※記名の場合は実印  
印 署名の場合は認印可  
印

様式 4 (記載例)

添付書類目録 (例)

		添付書類	添付した書類に○印	
1		社会福祉法人設立認可申請書	○	
2		定款	○	
3		設立発起人会議事録 (写) (設立趣意書含む)	○	
4		添付書類目録	○	
5		財産目録	○	
6	(1)	贈与契約書 (写)	○	
	(2)	贈与者が地方公共団体の場合 確約書 (写) 又は補助予定通知書 (写)	○	
	(3)	贈与者の身分証明書、印鑑登録証明書	○	
	(4)	ア	定款	
		イ	法人登記簿謄本 (現在事項全部証明書)	
		ウ	社員総会等議事録 (写) 及び決算書	
	(5)	現金等残高証明書、所得証明書等	○	
	(6)	不動産登記事項証明書 (公函含む)	○	
	(7)	不動産の価格評価書	○	
	(8)	所有権移転登記確約書	○	
(9)	(農地転用許可書 (写))			
(10)	(寄附物件に付随する負債の引受けを証する書類)			
7	(1)	地方公共団体の無償貸与確約書 (写)		
	(2)	地上権設定契約書 (写)		
	(3)	地上権登記誓約書 (写)		
	(4)	土地賃貸借契約書 (写)		
	(5)	賃借権登記誓約書 (写)		
	(6)	地主の身分証明書及び印鑑登録証明書		
	(7)	不動産登記事項証明書 (公函含む)		
	(8)	地代贈与契約書 (写)		
	(9)	地代寄附者の身分証明書、印鑑登録証明書及び所得証明書		
	(10)	(農地転用許可書 (写))		
8	(1)	建設年度収支予算書 (資金収支予算書・資金収支予算内訳書)	○	
	(2)	第1年度事業計画書	○	
	(3)	第1年度収支予算書 (資金収支予算書・資金収支予算内訳書)	○	
	(4)	第2年度事業計画書	○	
	(5)	第2年度収支予算書 (資金収支予算書・資金収支予算内訳書)	○	
	(6)	事業計画に係る確約書	○	

財産目録記載の財産が法人に  
 帰属することを証する書類

(借地の場合)

事業計画等

		添付書類	添付した書類に○印
9	設立者、設立後の役員及び評議員に関する書類	(1) 設立代表者の履歴書	○
		(2) " 身分証明書	○
		(3) " 印鑑登録証明書	○
		(4) 設立代表者の権限を証する書類（委任状）	○
		(5) 役員及び評議員就任承諾書	○
		(6) 役員及び評議員就任予定者の履歴書	○
		(7) " 身分証明書	○
		(8) " 印鑑登録証明書	○
		(9) 特殊関係申立書（親族等の特殊の関係にあるものに関する申立書）	○
		(10) 欠格事項に該当しないことの申立書	○
10	施設建設関係書類	(1) 施設建設計画書	○
		(2) 建設図面（付近見取図・配置図・平面図・立面図）	○
		(3) 施設建設費見積書	○
		(4) 設計監理費見積書	○
		(5) 建築確認書（写）	
		(6) 設備整備（初度調弁）計画書	○
		(7) 設備整備見積書	○
		(8) 補助金交付決定内定書（写）	○
		(9) 助成金等の交付決定内定書（写）	○
		(10) 建設自己資金贈与契約書（写）	○
		(11) 贈与者の身分証明書	○
		(12) 贈与者の印鑑登録証明書	○
		(13) 贈与者の残高証明書、所得証明書等	○
		(14)	借入金関係書類
イ 償還計画	○		
ウ 償還金贈与契約書（写）	○		
エ 寄附者及び保証人の身分証明書	○		
オ " 印鑑登録証明書	○		
カ " 所得証明書又は納税証明書	○		
キ（寄附者が団体の場合 確約書（写）又は補助予定通知書（写））	○		
ク（寄附者が団体の場合 定款、登記簿謄本、議事録（写）及び決算書）	○		
ケ（寄附者が後援会の場合 規約、会員名簿、議事録（写）、後援会の過去3～5年寄附実績）	○		
11	関係施設長	(1) 施設長就任承諾書	○
		(2) 施設長就任予定者の履歴書	○
		(3) 施設長の資格を証する書類	○
12		基本財産編入誓約書	○
13		諸規程（管理、就業、給与、経理等）	○

事務担当者		
役職名 (	)	氏名 (
電話番号 (	)	FAX番号 (
住所 (〒		)

様式例 5

		社会福祉法人〇〇福祉会
<b>財 産 目 録</b>		
		設 立 当 初
I	資産の部	円
1	基本財産	円
	(内 訳)	
(1)	土地	
	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番所在の（地目、面積m <sup>2</sup> を記載）	
	m <sup>2</sup> 単価            円    総額                            円	
(2)	建物	
	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地所在の建物（構造、面積m <sup>2</sup> を記載）	円
(3)	基本財産基金	円
2	運用財産	円
	(内 訳)	
(1)	建設自己資金	円
(2)	運転資金	円
(3)	法人事務費	円
(4)	什器備品	円
(5)	権利	円
II	負債の部	円
III	差引純資産	円

- (注) 1 法人設立にあたって、贈与契約に基づき法人が取得する財産について記載すること。不要の項目は削除すること。
- 2 土地は、不動産登記事項証明書のとおり1筆ごとに記入すること。
- 3 建物については、既存の建物の贈与を受ける場合に記載すること。記載は不動産登記事項証明書のとおり1棟ごとに記載すること。
- 4 什器部品については、什器備品の贈与を受ける場合は記載すること。
- 5 負債を抱えての法人設立は、原則として認めないため負債の部は0円となる。

## 様式例 6

### 贈 与 契 約 書

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と社会福祉法人〇〇〇会設立代表者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり贈与契約を締結した。(※)

第1条 甲は、社会福祉法人〇〇〇会の設立が認可されたときは、同法人の〇〇資金として、金〇〇〇〇〇〇〇円、資産として、別記目録記載の財産を同法人に贈与することを約し、乙はこれを承諾した。

第2条 甲は、前条による贈与を同法人設立後1週間以内に行わなければならない。

第3条 社会福祉法人〇〇〇会の設立の認可が得られないときは、この契約は無効とし、これにより損害が発生した場合、甲は、損害の賠償を請求することができない。

第4条 この契約に定めていない事項については、甲、乙は誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

上記契約を証するため、同文2通を作成し、甲、乙署名捺印のうえ各1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 住所

氏名

実印

乙 住所

社会福祉法人〇〇〇会設立代表者 (※)

氏名

実印

(注) 1 法人設立認可申請書には契約書原本の写を添付すること。契約書の原本は関係者がそれぞれ保管すること。

(※) 設立代表者からの贈与のある場合については次の例によること。

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と社会福祉法人〇〇〇会設立代表者特別代理人  
〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり贈与契約を締結した。

別 記		目 録	
1	現 金		
		金	円
	(内 訳)		
	建設自己資金		円
	運転資金		円
	法人事務費		円
2	土 地		
	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番所在の土地 1 筆		m <sup>2</sup>
3	建 物		
	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地所在の〇〇造〇階建 建物		
	1 棟	延べ	m <sup>2</sup>

- (注) 1 不動産登記事項証明書記載のとおりに入ること。したがって、土地の一部の贈与が行われる場合は、分筆登記を済ませた後の不動産登記事項証明書により記入することとなる。
- 2 既存の建物の贈与を受けるときに入ること。記入は不動産登記事項証明書記載のとおりとする。設立中の建物については記入しない。

## 様式例 7

### 確 約 書

社会福祉法人〇〇会が設立された場合には〇〇事業の資金として下記金額を、  
交付することを確約する。

平成 年 月 日  
〇〇市 (町) 長  
氏名 公印

社会福祉法人 〇〇会  
設立代表者 〇〇〇〇様

記

一金 〇〇円也

### 補助予定通知書

社会福祉法人〇〇会が設立された場合には、〇〇事業の資金として下記金額  
を、議会の議決を得て補助する予定です。

平成 年 月 日  
〇〇市 (町) 長  
氏名 公印

社会福祉法人 〇〇会  
設立代表者 〇〇〇〇様

記

一金 〇〇円也

様式例 8

身 分 証 明 書

本 籍 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地  
氏 名 〇〇〇〇

大正  
昭和 年 月 日生  
平成

- 1 禁治産又は準禁治産者の宣告の通知を受けていない。
  - 2 破産宣告の通知を受けていない。
  - 3 後見の登記の通知を受けていない。
- 上記のとおり相違ないことを証明する。

平成 年 月 日  
〇〇市（町、村）長  
氏名 公印

（注）本籍地の市区町村で発行

様式例 9

医療法人〇〇〇社員総会議事録

- 1 日 時 平成 年 月 日 時
- 2 場 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地  
〇〇病院会議室
- 3 出席者 社員総数〇〇名  
出席社員〇〇名

定刻にいたり、理事長〇〇〇〇が定款第〇〇条の規定により、議長となり、定款第〇〇条の規定により、総会が成立したことを宣し、議事録署名人に〇〇及び〇〇を選出して議事に入った。

- 4 議 題 社会福祉法人〇〇会への寄附等について
  - (1) 敷地の贈与について
  - (2) 建設資金自己負担分の寄附について
  - (3) 借入金償還金の寄附について

5 審議経過

〇〇社員「(発言要旨) -----」  
〇〇社員「-----」

平成 年 月 日

議事録署名人 〇〇〇〇(印)

〇〇〇〇(印)

この議事録謄本は原本のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

医療法人 〇〇〇

理事長 〇〇〇〇(印)

所有権移転登記確約書

社会福祉法人〇〇会の設立が認可されたときは、下記財産について、直ちに貴法人に対し所有権移転登記を行うことを確約いたします。

平成 年 月 日

住所

氏名 (所有者)

実印

社会福祉法人〇〇会

設立代表者 〇〇〇〇様

記

1 土地

〇〇〇〇町〇〇丁目〇〇番所在の土地 1 筆

m<sup>2</sup>

2 建物

〇〇〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号所在の〇〇造〇階建 建物 1 棟

延べ m<sup>2</sup>

免責的債務引受契約証書

第1条 社会福祉法人 ○○会（以下「丙」という。）は、乙野太郎（以下「乙」という。）が平成 年 月 日付金銭消費貸借契約証書（以下「原契約書」という。）に基づき、○○信用金庫（以下「甲」という。）から借り受け現に負担している債務金 円（元高金 円）及びこれに付帯する一切の債務を原契約書の特約条項を承認のうえ、かつ、その債務の同一性を維持して引き受けることを申込み、甲はこれを承認し、乙はこれに同意した。

第2条 乙は丙が前条の債務を引き受けたことによりその債務をまぬがれる。

第3条 丙は、本契約により引き受けた債務を原契約書の特約条項に従って履行するものとする。

第4条 丙は、甲の抵当権付の末尾記載の物件については、本債務引き受けの登記手続きをすみやかに完了し、その登記簿謄本を甲に提出するものとする。

第5条 この証書の作成並びに登記その他の契約に関する一切の費用は丙がこれを負担する、

第6条 丙は、本債務引受契約を承認し、引き続き保証人となり、保証人相互間に連帯して、丙と保証人との間に保証委託契約の効力にかかわらず債務履行の責を負うものとする。

第7条 丙及び保証人は、甲が請求したときはいつでも、公証人に委嘱して原契約書及びこの契約書に基づく債務の承認ならびに強制執行の認諾のある公正証書の作成に必要な手続をとるものとする。

第8条 この契約に関しては、この証書に別段の定めがあるもののほか、すべて原契約書の各条項を適用または準用するものとする。

この契約を証するため証書1通を作成し、甲がこれを保有する。

平成 年 月 日

甲 所在地  
 名称 ○○信用金庫  
 乙 住所  
 氏名 乙野太郎

丙 所在地  
 名称 社会福祉法人 ○○会

.....  
 連帯保証人

.....  
 連帯保証人

.....  
 連帯保証人

地方公共団体からの貸与確約書

記 号 番 号  
平成 年 月 日

土地の無償貸与確約書

社会福祉法人〇〇会  
設立代表者 〇〇〇〇様

〇〇〇（市町）長  
氏名 公印

社会福祉法人〇〇会の設立が認可された時は、当（市町）が所有する下記の土地について（無償）貸与することを確約します。

記

番 地	地 目	地積 (㎡)
1		
2		

地上権設定契約書

土地所有者〇〇〇〇（以下「甲」という。）と社会福祉法人〇〇会設立代表者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、地上権設定について次のとおり契約を締結する。(※)

(地上権設定の目的)

第1条 甲は、その所有にかかる末尾記載の土地を乙が建設する特別養護老人ホームの用に供させる目的をもって、地上権者乙のため地上権を設定する。

(契約期間)

第2条 前条の地上権の契約期間は、平成 年 月 日から前条の目的によって使用する期間とする。

(地代)

第3条 地代は無償とする。

(登記)

第4条 甲は、乙に対し、この契約締結と同時に地上権設定登記承諾書を提出するものとする。

(土地の維持管理)

第5条 この契約の対象となる土地が、天災等により流出または崩壊したときの損害の補てん又は復旧に要する費用は、乙の負担とする。

(協議)

第6条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約が甲乙両者間に成立したことを証し、かつこれを確守するため2通作成し、各1通を保持する。

平成 年 月 日

甲 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

氏名

実印

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

社会福祉法人〇〇会設立代表者(注2)

氏名

実印

土地の表示

1 所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番

2 地目 宅地

3 公簿面積 m<sup>2</sup>

(注) 1 法人設立認可申請書には契約書原本の写しを添付すること。契約書の原本は関係者がそれぞれ保管する。

(※) 設立代表者からの贈与のある場合については次の例によること。

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と社会福祉法人〇〇〇会設立代表者特別代理人〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり贈与契約を締結した。

地上権設定登記誓約書

このたび、特別養護老人ホーム〇〇園用地として地上権設定契約の締結を行った土地については、法人設立後直ちに地上権の登記を設定することを誓約いたします。

平成 年 月 日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号  
氏名（所有者）

実印

〔所轄庁（132頁）〕 宛て

土地賃貸借契約書

貸地人 ○○○○を甲として借地人社会福祉法人○○会設立代表者○○○○を乙として、土地の賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。(※)

1 貸借物件 ○○県○○市○○町○○番  
土地 ○○㎡

2 貸借の条件  
(目的)

第1条 この土地は、社会福祉法人○○会経営の特別養護老人ホーム敷地にあてため賃借する。

(期間)

第2条 貸借の期間は、平成○年○月○日から前条の目的によって使用する期間とする。

(賃貸料)

第3条 賃貸料は、○○円とする。

(転貸の禁止)

第4条 乙は、この契約にかかる土地を他に転貸してはならない。

(契約の解除)

第5条 乙が正当な理由なくこの契約の各条項に違背したとき、甲はこの契約を解除することができる。

(返還)

第6条 乙は、この契約による土地を返還する場合、原形に復した後、返還しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(その他)

第7条 以上に定めるもののほか、疑義の生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定する。

上記契約の証として本契約書2通を作成し、両者各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 ○○県○○市○○町○○番地  
氏名 実印

乙 ○○県○○市○○町○○番地  
社会福祉法人 ○○会 (※)  
設立代表者 ○○○○Ⓜ

(注) 1 法人設立認可申請書には契約書原本の写を添付すること。契約書の原本は関係者がそれぞれ保管すること。

(※) 設立代表者からの贈与のある場合については次の例によること。

○○○○ (以下「甲」という。)と社会福祉法人○○会設立代表者特別代理人○○○○ (以下「乙」という。)は、次のとおり贈与契約を締結した。

賃借権登記誓約書

この度特別養護老人ホーム〇〇〇建設用地として賃貸借契約の締結を行った借地人社会福祉法人〇〇〇会設立代表者〇〇〇〇氏との土地の賃貸借については法人設立後直ちに賃借権の登記を設定することを誓約いたします。

平成 年 月 日  
〔所轄庁 (132 頁)〕 宛て

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地  
氏名 実印

様式例 17

平成 年度特別養護老人ホーム〇〇園事業計画

- 1 利用定員
- 2 職員定数
- 3 事業開始予定年月日
- 4 事業運営基本計画

5 利用者の援助

6 健康管理

7 防災計画

8 日課

9 職員名簿

職員名（注1）	氏名（注2）	前 歴	資 格	年 令	本 俸
施 設 長					
事 務 員					
生 活 相 談 員					
介 護 職 員					
〃					
看 護 職 員					
〃					
機 能 訓 練 指 導 員					
〃					
栄 養 士					
調 理 員					
〃					
介 護 支 援 専 門 員					
医 師					

10 資金計画

別紙、収支予算書のとおり。

注1 必要職種は全てについて記入する。

2 選考中で未定の場合、その旨記入する。

様式例 18

資金収支予算書

(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日 (単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考	
事業活動による収支	収入					
	介護保険事業収入					
	老人福祉事業収入					
	児童福祉事業収入					
	保育事業収入					
	就労支援事業収入					
	障害福祉サービス等事業収入					
	生活保護事業収入					
	医療事業収入					
	〇〇事業収入					
	〇〇収入					
	借入金利息補助金収入					
	経常経費寄附金収入					
	受取利息配当金収入					
その他の収入						
流動資産評価益等による資金増加額						
事業活動収入計(1)						
支出	人件費支出					
	事業費支出					
	事務費支出					
	就労支援事業支出					
	授産事業支出					
	〇〇支出					
	利用者負担軽減額					
	支払利息支出					
	その他の支出					
	流動資産評価損等による資金減少額					
事業活動支出計(2)						
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)						
施設整備等による収支	収入					
	施設整備等補助金収入					
	施設整備等寄附金収入					
	設備資金借入金収入					
	固定資産売却収入					
	その他の施設整備等による収入					
施設整備等収入計(4)						
支出	設備資金借入金元金償還支出					
	固定資産取得支出					
	固定資産除却・廃棄支出					
	ファイナンス・リース債務の返済支出					
	その他の施設整備等による支出					
施設整備等支出計(5)						
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)						
その他の活動による収支	収入					
	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入					
	長期運営資金借入金収入					
	長期貸付金回収収入					
	投資有価証券売却収入					
	積立資産取崩収入					
	その他の活動による収入					
	その他の活動収入計(7)					
	支出	長期運営資金借入金元金償還支出				
		長期貸付金支出				
投資有価証券取得支出						
積立資産支出						
その他の活動による支出						
その他の活動支出計(8)						
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)						
予備費支出(10)						
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)						
前期末支払資金残高(12)						
当期末支払資金残高(11)+(12)						

(注) 勘定科目は、会計基準の勘定科目説明の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略できる。

資金収支予算サービス区分別内訳書例

(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日

勘定科目	事業区分 拠点区分 サービス区分	社会福祉事業		公益事業	内部取引 消去	合計	備考
		〇〇		△△			
		本部	〇〇事業	△△事業			
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入 施設介護料収入 介護報酬収入 利用者負担金収入(公費) 利用者負担金収入(一般) 居宅介護料収入 (介護報酬収入) ..... 事業活動収入計(1)					
	支出	人件費支出 役員報酬支出 職員給料支出 職員賞与支出 ..... 事業費支出 ..... 事務費支出 ..... 事業活動支出計(2)					
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)						
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入 施設整備等補助金収入 設備資金借入金元金償還補助金収入 施設整備等寄附金収入 施設整備等寄附金収入 設備資金借入金元金償還寄附金収入 設備資金借入金収入 ..... その他の施設整備等による収入 〇〇収入 施設整備等収入計(4)					
	支出	設備資金借入金元金償還支出 固定資産取得支出 土地取得支出 建物取得支出 ..... 車輛運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 〇〇取得支出 ..... その他の施設整備等による支出 〇〇支出 施設整備等支出計(5)					
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)						
その他の活動による収支	収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入 長期運営資金借入金収入 ..... 事業区分間長期借入金収入 拠点区分間繰入金収入 その他の活動による収入 〇〇収入 その他の活動収入計(7)					
	支出	長期運営資金借入金元金償還支出 長期貸付金支出 ..... 事業区分間長期貸付金支出 拠点区分間繰入金支出 その他の活動による支出 〇〇支出 その他の活動支出計(8)					
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)						
予備費支出(10)							
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)							
前期末支払資金残高(12)							
当期末支払資金残高(11)+(12)							

(注) 1 勘定科目は、会計基準の勘定科目説明の小区分まで記載するが、必要のないものは省略すること。

2 法人の全てのサービス区分が表示できるよう適宜調整して作成すること。

設立者の履歴書

履 歴 書

現住所

氏名 ○ ○ ○ ○

昭和○○年○○月○日生

学 歴

昭和○○年○月 ○○大学○○学部○○学科卒業

職 歴

昭和○○年○月 (株)○○入社 (医薬品製造販売業)

昭和○○年○月 (株)○○退社

昭和○○年○月 ○○薬局を開業現在に至る。

その他の社会的活動歴

昭和○○年○月～現在 民生・児童委員

平成○○年○月～現在 ○○町内会会長

他法人役員歴

平成○○年○月～現在 社会福祉法人○○会 理事・評議員

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

氏 名



委 任 状

ア 設立代表者が設立に関する一切の権限を有する場合

委 任 状 (記載例)

住 所  
氏 名

上記の者を社会福祉法人 ○ ○ 会の設立代表者として設立  
に関し必要な権限の一切を委任する。

平成 年 月 日

設立者 (住 所) (氏 名) ⑩

〃

〃

〃

〃

〃

イ 設立代表者が贈与契約の当事者（寄附者）となる場合

上記の者を社会福祉法人 ○ ○ 会の設立代表者として設  
立に関し必要な権限（○○○○〈代表者氏名〉の贈与契約に係  
る部分を除く。）の一切を委任する。

ウ 設立代表者以外の者に贈与契約に係る権限のみを委任する場合

上記の者を社会福祉法人 ○ ○ 会と○○○○との贈与契  
約に係る権限を委任する。

理事 (※1) 就任承諾書

社会福祉法人〇〇会理事 (※1) に就任することを承諾します。

平成 年 月 日 (※2)

住 所  
氏 名

実印

社会福祉法人 〇〇〇 会  
設立代表者 〇〇〇〇 様  
(理事長)

- (注) この様式例は、社会福祉法人設立時のものであるので、既設法人の場合は、新たに役員又は評議員に就任する際に理事長あて提出すること。
- (※1) 監事及び評議員就任承諾書は、理事の文言を監事及び評議員に換えて作成すること。
- (※2) 設立代表者に権限を委任した日付以降で、法人設立認可申請年月日以前の日付となる。

特殊関係申立書

親族等の特殊の関係にある者に関する申立書

社会福祉法人〇〇〇〇の役員(評議員)に就任するにあたり、他の役員(評議員)との親族その他の特殊の関係について、次のとおり申し立てます。

- 他の役員(評議員)のうち、租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する親族等は含まれていません。
- 他の役員(評議員)のうち、租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する親族等は次の者のみです。

(親族等の氏名)	(本人との関係)
_____	_____
(親族等の氏名)	(本人との関係)
_____	_____

社会福祉法人〇〇〇〇会設立代表者 様  
(理事長)

平成 年 月 日

○ ○ ○ ○ 印

- (注) 1 この様式例は、社会福祉法人設立時のものであるので、既設法人の場合は、新たに役員又は評議員に就任する際に理事長あて提出すること。
- 2 「親族等の特殊の関係にある者」(Ⅱ1~3(注1)10頁参照)がない場合でも、申立書の上段の□にチェックして提出を受けること。
- 3 「役員(評議員)」については、該当するもののみを記載する。したがって、評議員を兼ねる理事については、「理事」と「評議員」のそれぞれについて申し立てが必要である。

## 欠格事項に該当しないことの申立書

社会福祉法人〇〇会の役員に就任することにあたり、社会福祉法第36条第4項に規定する役員欠格条項に該当しないことを申し立てます。

## 【社会福祉法第36条第4項 役員欠格事項】

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 社会福祉法第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

社会福祉法人〇〇会

設立代表者 ○〇〇〇 様  
(理事長)

平成 年 月 日

氏 名 ○〇〇〇 印

(注) この様式例は、社会福祉法人設立時のものである。既設法人の場合は、新たに役員に就任する際に理事長あて提出すること。

特別養護老人ホーム建設計画書

社会福祉法人〇〇会

- |    |             |           |   |   |                |
|----|-------------|-----------|---|---|----------------|
| 1  | 施設名         | 〇〇ホーム     |   |   |                |
| 2  | 経営主体        | 〇〇会       |   |   |                |
| 3  | 設置場所        |           |   |   |                |
| 4  | 定員          | 名         |   |   |                |
| 5  | 敷地の面積       |           |   |   | m <sup>2</sup> |
| 6  | 規模及び構造      |           |   |   |                |
|    |             | 1階床面積     |   |   | m <sup>2</sup> |
|    |             | 2階床面積     |   |   | m <sup>2</sup> |
|    |             | 3階床面積     |   |   | m <sup>2</sup> |
|    |             | 延床面積      |   |   | m <sup>2</sup> |
| 7  | 配置図及び平面図    | 別紙のとおり    |   |   |                |
| 8  | 整備費（支出）     |           |   |   | 円              |
|    | 内訳          |           |   |   |                |
|    |             | 敷地造成工事費   |   |   | 円              |
|    |             | 建築主体工事費   |   |   | 円              |
|    |             | 冷暖房設備費    |   |   | 円              |
|    |             | 浄化槽設備費    |   |   | 円              |
|    |             | 初年度調弁費    |   |   | 円              |
|    |             | 設計監理費     |   |   | 円              |
| 9  | 整備費（収入）     |           |   |   | 円              |
|    | 内訳          |           |   |   |                |
|    |             | 国・県補助金    |   |   | 円              |
|    |             | 〇〇（市町）補助金 |   |   | 円              |
|    |             | 福祉医療機構借入金 |   |   | 円              |
|    |             | 自己資金      |   |   | 円              |
| 10 | 工事予定期間      |           |   |   |                |
|    | (1) 建築工事着手  | 平成        | 年 | 月 | 日              |
|    | (2) 竣工予定    | 平成        | 年 | 月 | 日              |
| 11 | 施設事業開始予定年月日 | 平成        | 年 | 月 | 日              |

設備整備（初度調弁）計画書

区分	品名	数量	単価	金額
事務室関係	園長事務机			円
	事務長事務机			
	...			
	...			
	...			
厨房・食堂関係	厨房器具			
	食堂用机			
	...			
	...			
	...			
医務室関係	...			
	...			
	...			
	...			
	...			
	...			
	...			
合計				円

様式例 26

償 還 計 画

1 年次別償還額及び充当財源別金額

年次	区分	償 還 額			充 当 財 源 別 金 額			
		元 金	利 息	合 計	寄附者名	補 助 金	そ の 他	合 計
1	平成〇〇年	円	円	円	〇〇〇〇	〇〇補助金	円	円
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

15								
16								
17								
18								
19								
20								
合 計								

(注) 寄附者名は各人毎に記入すること。

2 充当財源の調達方法

財 源 別	調達方法
県 費 補 助	利息所要額の〇分の〇
寄 附 金	理事長 〇〇〇〇、理事 〇〇〇〇、監事 〇〇〇〇、〇〇〇〇、 元利償還金所要額から県費補助金を控除した額を毎年寄附

贈 与 契 約 書

〇〇〇〇（以下「甲」という。）、社会福祉法人〇〇会<sup>{設立代表者}</sup><sub>{理 事 長}</sub> 〇〇〇〇  
（以下「乙」という。）と〇〇〇〇（以下「丙」という。）は、次の通り贈与  
契約を締結した。

第1条 甲は、社会福祉法人〇〇会の設立が認可されたときは、同法人の〇〇  
〇〇からの<sup>{借入金の償還財源}</sup><sub>{不動産賃借料}</sub>として、総計金〇万円を別記のとおり同法人に  
贈与することを約し、乙は、これを承諾した。

第2条 甲は、前条による贈与を、毎年〇月末日までに行われなければならない  
い。

第3条 甲が、第1条による贈与を、履行できないとき又はできなくなったと  
きは、丙がその贈与を代替し又は残余の贈与を承継して行う。

第4条 丙は、第3条による贈与の継承を履行できなくなったときは、あらか  
じめ乙の承諾を得なければならない。

第5条 この契約に定めていない事項については、甲、乙、及び丙は、誠意を  
もって協議の上決定するものとする。

上記契約を証するため、同文3通を作成し、甲、乙及び丙署名捺印のうえ各  
1通所持する。

平成 年 月 日

甲 住所  
氏名 実印

乙 住所  
社会福祉法人〇〇会設立代表者  
氏名 実印

丙 住所  
氏名 実印

別 記

償 還 年 次	贈 与 額		
	元 金	利 息	合 計
平成 年			円
平成 年			
計			円

様式例 28

施設長就任承諾書

社会福祉法人〇〇会が設置経営する特別養護老人ホーム「〇〇ホーム」の施設長に就任することを承諾いたします。

なお、施設長に就任するにあたっては、この職務に専念することを誓います。

平成 年 月 日

住所 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇

氏名 〇 〇 〇 〇 印

社会福祉法人 〇〇会  
設立代表者 〇〇〇〇様

※履歴書添付

様式例 29

基本財産編入誓約書

誓 約 書

この度、社会福祉法人〇〇会が設置経営する特別養護老人ホーム「〇〇ホーム」の建物については、完成後、速やかに基本財産に編入することを誓約いたします。

平成 年 月 日

〔所轄庁（132頁）〕 宛て

社会福祉法人〇〇会  
設立代表者〇〇〇〇実印

## VI 設立認可後に必要な手続き

### 1 法人設立登記

社会福祉法人は、設立の認可を受けたのち、組合等登記令（以下「登記令」という。）の定めるところにより、その設立の登記をしなければならず（法第28条第1項）、主たる事務所の所在地においてこの登記をすることによって、成立します。（法第34条）

また、登記すべきとされた事項については、登記後でなければ、これを第三者に主張することができません。（法第28条第2項）

#### (1) 登記事項（登記令第2条第2項）

ア 目的及び業務（定款準則第1条に掲げる目的、事業の種類及び内容、公益事業及び収益事業がある場合は当該事業）

イ 名称（定款準則第2条の名称）

ウ 事務所の所在場所（定款準則第3条の事務所の所在地。従たる事務所を置くときはその所在地。所在地は、県名以下番地まで記載。）

エ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

オ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

カ 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

キ 資産の総額（財産目録記載の基本財産、運用財産、公益事業用財産及び収益事業用財産を現金に評価した額の合計から、負債を差し引いた額）

#### (2) 登記の時期

設立認可書が到着した日から2週間以内。（登記令第2条第1項、登記令第24条）

### 2 財産の移転

社会福祉法人の資産となるべき財産については、設立が認可されることを条件として贈与契約が交わされることが通例であるため、設立の認可を受けその登記をした後、遅滞なく法人への移転を受けなければなりません。

また、その移転を完了した後1か月以内に、〔所轄庁（132頁）〕にこれを証する書類を添えて、報告をしなければなりません。（社会福祉法施行規則第2条第4項（以下「施行規則」という。））

#### (1) 財産移転報告書類

ア 報告書（様式30・71頁）

イ 添付書類

(ア) 財産目録 設立認可申請の添付書類と同じもの（日付は法人設立年月日）

(イ) 不動産登記事項証明書

（設立時に不動産を譲渡された場合又は土地に地上権等権利を設定した場合）

(ウ) 預金通帳（写）及び残高証明 寄附があり、それを銀行等に預けた場合

(エ) 受領書の写し 現金等動産の寄附申込みがあった場合、その寄附者に発行したものの写し

(オ) 法人登記事項証明書

(カ) 法人代表者印鑑登録証明書

(キ) その他財産の移転を受けたことを証明する書類

#### (2) 提出部数 正本 1部

平成 年 月 日

〔所轄庁 (132 頁)〕 宛て

社会福祉法人 ○○○会  
事務所所在地

理事長 印

財産移転完了報告について

平成 年 月 日付認可になった社会福祉法人 ○ ○ 会の設立当初の贈与財産は、別添証憑書類のとおり移転完了しましたので、社会福祉法施行規則第2条第4項により報告いたします。

(添付書類)

- 1 財産目録
- 2 不動産登記事項証明書
- 3 預金通帳(写)及び残高証明
- 4 受領書の写し
- 5 法人登記事項証明書
- 6 法人代表者印鑑登録証明書
- 7 その他財産の移転を受けたことを証明する書類

## Ⅶ 定款変更認可申請、届出手続き

定款は、社会福祉法人のいわば憲法であり、法人の機関は、定款に反して行動することはできません。社会福祉法人は、法令の定めるところに従い、その定款で定まった目的の範囲内において、権利を有し義務を負います。

更に、法人が定款に違反したときは、「所轄庁」が役員解職の勧告、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は解散を命ずることができます。(法第56条)

### 1 定款変更の必要な場合

定款に記載された事項に変更を生じた場合には、定款の変更が必要になります。以下にその主な場合を挙げます。

- (1) 法人の事業目的の追加及び変更
- (2) 事務所の所在地の変更
- (3) 役員定数の変更
- (4) 基本財産の変更
- (5) 準則に準拠するための変更

### 2 定款変更の要件

#### (1) 理事の同意

これについては、法に明文で掲げられているわけではありませんが、定款準則において、理事総数の3分の2以上の同意が必要とされています。また、評議員会を設けた場合には、その議決を要とすることが必要です。

#### (2) 所轄庁の認可又はこれへの届出

定款変更は、所轄庁の認可を得なければその効力を生じません。(法第43条第1項)。即ち法人が勝手にその目的を変更し、従来営んできた施設を廃止したり縮小したりすることが許されるとすれば、入所している者の福祉を阻害することが甚しく、このような弊害の防止という意味からも、当該法人の設立認可主体であり監督官庁である所轄庁の認可を定款変更の効力発生要件としたわけです。

ただし、以下の事項については、所轄庁への届出で足りるとされています。(法第43条第3項)

- ア 事務所の所在地の変更
- イ 資産に関する事項（基本財産の増加に限る。）
- ウ 公告の方法の変更

#### (3) 変更登記

当該定款変更が法人の登記事項（登記令第2条第2項・70頁）に関する変更であれば、所轄庁の認可を得た後、主たる事務所の所在地においては2週間以内、従たる事務所の所在地においては3週間以内に変更の登記をしなければなりません。(法第28条第1項、登記令第3条第1項、登記令第11条第3項)即ち、登記をしなければ、これを第三者に対抗することができません。(法第28条第2項)。

### 3 定款変更認可申請手続き

社会福祉法人が定款変更の認可を受けようとするときは、定款変更認可申請書と必要な添付書類を各所轄庁に提出しなければなりません。(施行規則第3条第1項～第4項)。

(1) 申請書類提出先  
各所轄庁 (132 頁)

(2) 提出部数  
正 本 2 通  
提出されたもののうち1部は認可後、認可書として交付します。

(3) 提出書類  
ア 定款変更認可申請書 (様式 31・76 頁)  
イ 添付書類 (別紙一覧表参照・74, 75 頁)

### 4 定款認可申請書類作成にあたって留意すべき事項

設立認可申請の場合を参照してください。

### 5 定款変更届出書類

2(2)で述べたア、イ、ウ、の事項については、所轄庁への届出で足りるとされています。

(1) 届出書提出先  
各所轄庁 (132 頁)

(2) 提出部数  
正 本 1 通

(3) 提出書類  
ア 定款変更届出書 (様式 38・83 頁)  
イ 添付書類 (別紙一覧表参照・82 頁)

### 参考 基本財産増加の際の定款変更認可申請と変更届の違い

建 物	新築	定款変更届
	改築	定款変更認可申請書
	増築	定款変更認可申請書
土 地	新規取得	定款変更届
	地籍変更による増加	定款変更認可申請書

## 定款変更認可申請書類一覧表

(○印が必要な添付書類)

	変更事項 添付書類	事業目的の追加		事業 廃止	役員 定数 の変更	基本財産の変更			準則に あわせ た条文 整理	備 考		
		設置 経営	受託 経営			増・ 改築	減少	削除				
1	申 請 書	○	○	○	○	○	○	○	○	様式 31・76 頁		
2	理事会及び評議員会議事録(写)	○	○	○	○	○	○	○	○	様式例 32・77 頁 原本証明		
3	変更後の定款	○	○	○	○	○	○	○	○			
4	現行の定款 (認可書に添付されているものをコピーすること)	○	○	○	○	○	○	○	○	原本証明すること		
5	財 産 目 録	○	—	—	—	—	—	—	—	様式例 33・78 頁		
6	事 業 計 画 書	○	○	—	—	—	—	—	—	事業開始年度及び次年度の2か 年分		
7	収 支 予 算 書 (資金収支予算書)	○	○	—	—	—	—	—	—			
8	受託事業の概要説明書	—	○	—	—	—	—	—	—	様式例 34・79 頁		
9	受託契約書(写)	—	○	—	—	—	—	—	—	様式例 35・79 頁		
10	関係条例(写)	—	○	—	—	—	—	—	—	様式例 36・80 頁		
11	法人登記簿(写)	○	○	○	—	—	—	—	—			
12	施設建設関係書類	当該不動産建設並びに購入に係る 収 支 計 算 書	○	—	—	—	○	○	—	—		
		補助金等の決定書(写)	○	—	—	—	○	○	—	—		
		助成金決定通知書(写)	○	—	—	—	○	○	—	—		
		借入金決定書(写)又は受理 証明書(写)等	○	—	—	—	○	○	—	—		
		借入金関係書類	償還計画	○	—	—	—	○	○	—	—	
			償還金贈与 契約書(写)	○	—	—	—	○	○	—	—	
所得証明書 身分証明書 印鑑登録証明書	○		—	—	—	○	○	—	—			
	各種補助要綱	○	—	—	—	○	○	—	—			

添付書類	変更事項		事業目的の追加		事業廃止	役員数の変更	基本財産の変更			準則にあわせた条文整理	備考
			設置経営	受託経営			増・改築	減少	削除		
施設建設関係書類	贈与契約関係	建築資金贈与契約書(写)	○	—	—	—	○	○	—	—	
		身分証明書 印鑑登録証明書	○	—	—	—	○	○	—	—	
		残高証明書	○	—	—	—	○	○	—	—	
		法人決算書	○	—	—	—	○	○	—	—	
		工事関係契約書、見積書、領収書(写)	○	—	—	—	○	○	—	—	※土地の取得の場合は82頁を参照 ※領収書(写)は、振込金受取書(写)でも可
		不動産売買契約書(写)	○	—	—	—	○	○	—	—	
		不動産登記事項証明書	○	—	—	—	○	○	○	—	直近のもの
		建築確認書(写)	○	—	—	—	○	○	—	—	
	図面	○	○	—	—	○	○	—	—	位置図、配置図、平面図、立面図	
13	施設長就任承諾書、履歴書及び施設長の資格を証する書類		○	○	—	—	—	—	—	資格要件が必要な場合	
14	廃止事業に係る財産の処分方法		—	—	○	—	—	○	—	様式37・81頁	
15	事業の廃止届(写)又は認可書(写)等		—	—	○	—	—	○	—		
16	基本財産処分承認書(写)		—	—	—	—	○	○	○	—	

※ 公印等の押印のある文書の写しを添付する場合には、原本の写しに原本証明を行ったものを添付すること。

様式 31 (記載例) (73, 74 頁)

社会福祉法人定款変更認可申請書				
申請者	主たる事務所の所在地	三重県〇〇〇〇〇〇〇〇〇	定款に記載され、登記されている法人の住所を記載すること。 (事務所所在地の変更をする場合には、変更後の住所)	
	名 称	社会福祉法人〇〇〇〇		登録されている理事長印(公印)を押印すること。
	代表者の氏名	理事長 〇〇〇〇 印		
申請年月日		平成 年 月 日	申請書提出年月日を記載すること。	
定款変更の内容及び理由	内 容		理 由	
	変更前の条文	変更後の条文		
	<p>第1章 総則 (目的) 第1条 (略) (1) (略) (2) 第2種社会福祉事業 老人居宅介護等事業の経営</p> <p>第5章 資産及び会計 (資産の区分) 第21条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産の2種とする。</p> <p>2 (略) 3 運用資産は、基本財産以外の財産とする。</p> <p>4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。</p>	<p>第1章 総則 (目的) 第1条 (略) (1) (略) (2) 第2種社会福祉事業 <u>(イ) 老人居宅介護等事業の経営</u> <u>(ロ) 保育所の経営</u></p> <p>第5章 資産及び会計 (資産の区分) 第21条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、<u>運用財産及び公益事業用財産の3種とする。</u></p> <p>2 (略) 3 運用資産は、<u>基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。</u></p> <p>4 <u>公益事業用財産は、第30条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。</u></p> <p>5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。</p> <p>第6章 公益を目的とする事業 (種別) 第30条 この法人は、<u>社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。</u> <u>居宅介護支援事業</u> 2 <u>前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。</u> <u>(剰余金が出た場合の処分)</u> 第31条 <u>前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。</u></p>	<p>定款変更の内容により、適宜具体的に記載すること。</p> <p>(ロ)の事業の追加</p> <p>公益事業の追加による条文の改正及び追加</p> <p>変更前の条文及び変更後の条文の変更部分にアンダーラインを引くこと。</p> <p>同上</p> <p>新条文の加入、削除により条数のみに変更がある場合には、「以下順次条数を繰り下げる(繰り上げる)」等の表現でもよい。</p> <p>以下、順次章及び条を繰り下げる。</p>	
			同 上	

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙(大きさは、日本工業規格A列4番とする。)の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。

理事会及び評議員会議事録 (写)

社会福祉法人〇〇会理事会議事録 (例)

1 日 時 平成 年 月 日 時

2 場 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地  
法人事務所会議室

3 出席者 理事総数〇名中〇名  
理事長 ○ ○ ○ ○  
理 事 ○ ○ ○ ○  
.....

定刻にいたり、理事長が仮議長となり、定款第〇〇条に定める定足数を満たしていることを確認するとともに、直ちに議長の選任を求めたところ理事〇〇〇〇から仮議長を推したい旨発言があり、満場の賛同を得て理事長〇〇〇〇が議長となった。

その後議事録署名人に次の2名を選出して議事に入った。

理 事 ○ ○ ○ ○  
理 事 ○ ○ ○ ○

4 議 案

- (1) 定款変更認可申請について
- (2) 基本財産処分承認申請について
- (3) 基本財産担保提供承認について
- (4) その他

(審議内容のわかるように記載すること)

議 長「(発言要旨) -----」

〇〇理事「-----」

// //

// //

(審議結果を明確に記載すること)

平成 年 月 日

議 長 理事長 ○〇〇〇 印

平成 年 月 日

議事録署名人 理 事 ○〇〇〇 印

平成 年 月 日

理 事 ○〇〇〇 印

この議事録謄本は原本と相違ありません。

平成 年 月 日

社会福祉法人 〇〇会理事長 ○〇〇〇 印

財 産 目 録

社会福祉法人〇〇〇〇会

平成〇年〇月〇日現在

(単位：円)

資 産 ・ 負 債 の 内 訳	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	
現金預金	
現金	現金手許有高
普通預金	〇〇銀行 〇〇支店
事業未収金	〇月分介護料
.....	.....
流動資産合計	
2 固定資産	
(1) 基本財産	
土地	所在地番〇〇 地目〇〇
建物	所在〇〇 家屋番号〇〇 種類〇〇
定期預金	〇〇銀行 〇〇支店
基本財産合計	
(2) その他の固定資産	
車輛運搬具	車輛 No. ***
〇〇積立資産	〇〇銀行 〇〇支店
.....	.....
その他の固定資産合計	
固定資産合計	
資産合計	
II 負債の部	
1 流動負債	
短期運営資金借入金	〇〇銀行 〇〇支店
事業未払金	〇月分水道光熱費
職員預り金	〇月分源泉所得税
.....	.....
流動負債合計	
2 固定負債	
設備資金借入金	独立行政法人福祉医療機構
.....	.....
固定負債合計	
負債合計	
差 引 純 資 産	



関 係 条 例

委託を定めた条例

〇〇市特別養護老人ホーム条例 (例)

平成〇〇年〇月〇日条例第〇号

(設立)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項の規定に基づき、市に老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第3項の特別養護老人ホーム（以下「老人ホーム」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 老人ホームの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置

(管理の委託)

第3条 市長は、法第244条の2第3項の規定に基づき、社会福祉法人〇〇会に老人ホームの管理を委託する。

(規則への委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

廃止事業に係る財産の処分方法について

1 廃止事業・事業所名

2 廃止年月日

平成 年 月 日

3 財産の処分方法

(1) 建物、土地

(2) 備品

(3) 資金

(4) 個人情報

(5) 職員

(6) その他

平成 年 月 日

社会福祉法人〇〇〇〇福祉会

理事長 〇〇 〇〇 印

定款変更届に係る添付書類一覧表

(○印が必要な添付書類)

区 分	基本財産の増加			事務所所在地の変更	公告の方法の変更	備 考	
	土地	建物	現金				
変 更 届	○	○	○	○	○	様式 38 (83 頁)	
理事会及び評議員会の議事録 (写)	○	○	○	○	○	原本証明をすること	
変 更 後 の 定 款	○	○	○	○	○		
現 行 の 定 款	○	○	○	○	○	原本証明をすること (認可書に添付されたものをコピーすること)	
当該不動産建設並びに購入に係る収支計算書	○		—	—	—		
収支財源を証明する書類	補助金等の決定書 (写)	○	定款変更認可申請書添付書類と同じ	—	—	—	国県、船舶、自転車振興会等補助金
	助成金決定書 (写)	○		—	—	—	共同募金会、各種助成団体助成金
	借入金決定書 (写)	○		—	—	—	福祉医療機構、民間金融機関等借入金
	償 還 計 画	○		—	—	—	各年度毎の償還額及び財源がわかるもの (他に借入金がある場合、法人全体のもの)
	償 還 金 贈 与 契 約 書 (写)	○		—	—	—	寄附者、保証人の身分証明書、印鑑登録証明書、所得証明書添付
	土地購入資金等贈与契約書 (写) 及び領収書 (写)	○		○	—	—	※領収書 (写) は、振込金受取書 (写) でも可
	各種補助要綱	○		—	—	—	市町村からの補助金を財源とする場合のみ
	売買契約書 (写) 及び領収書 (写)	○		—	—	—	※領収書 (写) は、振込金受取書 (写) でも可
	法人決算書	○		—	—	—	
図 面	○		—	—	—	地図又は地図に準ずる図面 (公図)	
不動産登記事項証明書	○		—	—	—	直近のもの	
住居表示実施に係る証明書	—	—	—	○	—	移転の場合は、法人登記事項証明書	
残 高 証 明 書	—	—	○	—	—	直近のもの	

社会福祉法人定款変更届			
届 出 者	主たる事務所の所在地		
	名 称		
	代表者の氏名	(印)	
届出年月日	年 月 日		
定款変更の内容及び理由	内 容		理 由
	変更前の条文	変更後の条文	

## Ⅷ 基本財産処分、担保提供承認手続き

前述のとおり、社会福祉法人にとって資産は、法人の成立要件となっています。(法第25条) その資産のうち、法人が目的とする社会福祉事業と密接な関係にある財産をその法人の存立の基盤となる基本財産として、その他の財産(運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産)と会計上区分して扱うこととし、厳重な管理と、本来の目的以外の理由でこれを消費することの防止を図っています。

ただし、目的遂行上必要やむを得ない場合に限り、事前に所轄庁の承認を得てこれを処分することができます。

この基本財産に対する制限は、財産の経済的価値を減少させることとなるすべての行為に対するものであり、売却だけでなく、抵当権その他の担保物件をこれに設定することも含まれます。(ただし、定款に、福祉医療機構及び福祉医療機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関に対して担保提供する場合には、所轄庁の承認は必要ない旨規定したとき、又は、老朽民間社会福祉整備費の国庫補助を受ける場合に限り、承認を省略することができます。)

また、会計上基本財産を運用財産に移し替えるような場合も、基本財産の処分にあたるため、所轄庁の承認が必要となります。

### 1 基本財産の処分手続き

#### (1) 理事会等の同意

基本財産処分についても、定款変更の場合と同様に、理事会の議決を経る等、定款に定められた意思決定の手続きが必要です。

#### (2) 基本財産処分、担保提供承認申請

これについては、2、3で述べます。

#### (3) 処分

(2)の申請により所轄庁の承認を得た後、売却、担保提供等、処分の一般的な手続きを行うことができます。

#### (4) 定款変更

処分に伴い定款変更が必要な場合には、処分後速やかに定款変更の手続きをとることが必要です。

### 2 基本財産処分承認申請手続き

#### (1) 申請書提出先

各所轄庁 (132 頁)

#### (2) 提出部数

正本 2通

提出されたもののうち1部は承認後、承認書として交付します。

#### (3) 提出書類

ア 基本財産処分承認申請書 (様式 39・87 頁)

イ 添付書類 (別紙 一覧表参照・86 頁)

- 3 基本財産担保提供承認申請手続き
  - (1) 申請書提出先、提出部数  
2と同じ
  - (2) 提出書類
    - ア 基本財産担保提供承認申請書（様式 40・89 頁）
    - イ 添付書類（別紙 一覧表参照・88 頁）

## Ⅸ 理事長の変更届

- 1 理事長（法人の代表者の名称が理事長以外の場合は、当該名称に読み替えてください。）は、法人運営に中心的役割を果たすものであり、所轄庁として理事長の現状について把握する必要があるため、理事長が交替した時は、交替後 1 カ月以内に所轄庁に届出してください。
- 2 届出事項
  - ア 理事長の変更届（様式 41・91 頁）
  - イ 法人登記簿(写)（新理事長に関して登記済のもの）
- 3 提出部数 1 部

基本財産処分承認申請書類一覧表

(○印が必要な添付書類)

区 分	不動産の 売却等	建 物 の 取り壊し	現金(基金) の取り崩し	備 考
申 請 書	○	○	○	(様式 39・87 頁)
理事会及び評議員会 議事録(写)	○	○	○	原本証明をすること
定 款 ( 現 行 )	○	○	○	原本証明すること(認可 書に添付されたものをコ ピーすること)
財 産 目 録	○	○	○	処分前のもの
不動産登記事項証明書	○	○	—	処分物件(直近のも の)のもの
残 高 証 明 書	—	—	○	基本財産(当該基金) の残高証明書
不動産の価格評価書	○	—	—	市町村、銀行発行の 評価書又は不動産鑑 定書等
売買価格等を証する書類	○	—	—	売買(交換)仮契約 書(写)又は買取り 確約書(写)等
売却金等の使途計画書	○	—	○	具体的な記載するこ と
施設建設(改築)計画書	○	○	○	施設建設等を伴う場 合に添付すること
図 面	○	○	—	平面図・配置図 土地の場合は公図(処分 物件を色分けすること)

様式 39（記載例）（84 頁・添付書類一覧 86 頁）

基本財産処分承認申請書		
申請者	主たる事務所の所在地	三重県〇〇〇〇〇〇〇〇
	名 称	社会福祉法人〇〇会
	代表者の氏名	理事長 〇 〇 〇 〇 印
申請年月日		平成 年 月 日
基本財産処分の内容		処分の種類：売却 処分相手方：三重県 処分の対価：100,000 円
基本財産を処分する理由	当法人が経営する特別養護老人ホーム〇〇園の敷地に接する県道の 拡幅工事に伴い、道路用敷地として三重県より譲渡の申し入れがあったため。	
処分物件	三重県〇〇市〇〇町字〇〇 〇〇〇番 宅地 5.75 m <sup>2</sup>	

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 基本財産処分の内容欄には、処分の種類（売却、賃貸等）、処分の相手方（買主、借主等）、処分の対価（売買価格、賃貸料等）等を記載すること。
- 3 処分物件の欄には、処分する基本財産を具体的に記載すること。例えば、建物については、各棟ごとに所在地、種類、構造及び床面積並びに申請時における具体的な用途を、土地については、各筆ごとに所在地、地目及び地積並びに申請時における具体的な用途を記載すること。

基本財産担保提供承認申請書類一覧表

(○印が必要な添付書類)

区 分		施設建設等及び不動産購入資金の借入	運営(運転)資金の借入	担保物件の変更	担保物件の変更(軽易なもの)	備 考
申 請 書		○	○	○	○	(様式 40・89 頁)
理事会及び評議員会議事録(写)		○	○	○	○	原本証明をすること
財 産 目 録		○	○	○	○	申請日直近のもの
不動産登記事項証明書		○	○	○	○	担保提供物件(直近のもの)
定 款 ( 現 行 )		○	○	○	○	原本証明をすること(認可書に添付されたものをコピーすること)
資 金 計 画 書		○	○	○	○	担保物件の変更の場合は工事等の決算書でよい
資 金 計 画 関 係 書 類	補助金等の(内定)決定通知書の(写)	○	—	○	—	国県、市町村、その他補助機関(自転車振興会等)の補助金
	助成金等の(内定)決定通知書の(写)	○	—	○	—	共同募金及び各種助成団体の助成金
	自己資金の贈与契約書(写)	○	—	○	—	自己資金に寄附金を予定している場合のみ
	身分証明書、印鑑証明書、残高証明書	○	—	○	—	寄附金額以上の残高証明書(2通以上の場合日付を統一すること)
	法人決算書	○	○	○	—	
	借入金決定通知書(写)等	○	○	○	—	福祉医療機構、民間金融機関(融資証明)、担保変更の場合は契約書(写)等
償 還 計 画 書		○	○	○	○	各年次別償還額及び充当財源を明記(他に借入金がある場合、法人全体のもの)
償 還 財 源 関 係 書 類	償還財源贈与契約書(写)	○	○	○	—	償還金に寄附金を財源とする場合のみ
	身分証明書、印鑑証明書、所得証明書	○	○	○	—	寄附者の総所得金額がわかるもの、保証人も同じ
	各種補助要綱等	○	○	○	—	償還金に市町村からの補助金を財源とする場合のみ
工事関係見積書(写)、契約書(写)、領収書(写)		○	—	○	—	設計委託費、初度調弁費がある場合、それを含む
売買関係見積書(写)契約書(写)、領収書(写)		○	—	○	—	
図 面		○	○	○	○	平面図・立面図・配置図(担保物件を色分けすること)
事 業 計 画 書		○	○	—	—	借入金で行う事業の計画

様式 40 (記載例) (85 頁・添付書類一覧 88 頁)

(表 面)

基本財産担保提供承認申請書		
申請者	主たる事務所の所在地	三重県〇〇市〇〇町〇〇番地
	名 称	社会福祉法人〇〇会
	代表者の氏名	理事長 〇 〇 〇 〇 印
申請年月日		平成 年 月 日
資金借入れの理由	当法人の経営する〇〇保育園の遊戯室を増築するため	
借入業務で行概う要	鉄筋コンクリート造 平家建 床面積 30 m <sup>2</sup>	
資金計画	法人自己資金 〇〇〇〇円 借入金 〇〇〇〇円	
担保提供	借入先	(株) 〇〇銀行
	借入金額	〇〇〇〇円
	借入期間	10年

供 に 係 る 借 入 金	借 入 利 息	年〇. 〇%
	償 還 方 法	10年年賦払
	償 還 計 画	<p>〇年 〇〇円      〇年 〇〇円  〇年 〇〇円      〇年 〇〇円  〇年 〇〇円      〇年 〇〇円  〇年 〇〇円      〇年 〇〇円  〇年 〇〇円      〇年 〇〇円</p> <p>上記の財源は、理事長〇〇〇〇からの寄附による。</p>
担 保 物 件	<p>三重県〇〇市〇〇町〇〇番所在</p> <p>保育所〇〇保育園敷地</p> <p>宅地      面積      〇〇〇㎡</p>	

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本工業規格A列4番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
- 3 償還計画の欄には、償還についての年次計画を記載するとともに、その償還財源を明記すること。
- 4 担保物件の欄には、担保に供する基本財産を具体的に記載すること。例えば、建物については、各棟ごとに所在地、種類、構造及び床面積並びに具体的な用途を、土地については、各筆ごとに所在地、地目及び地積並びにその具体的な用途を記載すること。
- なお、既に担保に供している物件を更に担保に供するときは、その旨を付記すること。

様式 41

理 事 長 変 更 届

平成 年 月 日

〔所 轄 庁 (132 頁)〕 あて

社会福祉法人名 \_\_\_\_\_

このことについて、平成 年 月 日の理事会において、次のとおり、理事長を選任いたしましたので、添付書類を添えて提出します。

記

就 任 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

新<sup>ふ</sup>理<sup>り</sup>事<sup>が</sup>長<sup>な</sup>の氏名 \_\_\_\_\_

- 変 更 理 由     任期満了に伴う改選
- 変更前の理事長の辞任
- その他 ( \_\_\_\_\_ )

※ 添付書類  
法人登記簿(写) (新理事長に関して登記済のもの)

(注) 1 新理事長が、重任の場合は提出していただく必要はありません。

2 ファックス及びメールでの送信可  
(参照 132 頁 所轄庁一覧)

## X 合併、解散認可等手続き

合併は、2以上の法人が契約により1法人に合同することであり、これにより当該法人の全部（新設合併の場合）又は一部（吸収合併の場合）が消滅し、同時に新法人の設立、吸収法人の定款変更が生じて、消滅法人の事業、財産も当然に新法人又は吸収法人に包括的に継承されることとなります。

解散は、法人が、その積極的活動を停止し、その財産関係を整理（清算）する範囲内で、それが終了するまで存在する姿（清算法人）となることです。

### 1 合併の手続き

#### (1) 理事会（及び評議員会）の議決

社会福祉法人が合併するには、理事の3分の2以上の同意及び定款で評議員会の議決を要すると定められている場合は、その議決を得なければなりません。（法第49条第1項）

#### (2) 合併契約の締結

合併の当事者である各社会福祉法人の間で、合併契約が締結されなければなりません。ここで、合併の条件、新設又は存続する社会福祉法人の定款の内容、合併の期日等が定められます。

#### (3) 所轄庁の認可

合併は、所轄庁の認可を受けなければその効力を生じません。（法第49条第2項）

#### (4) 認可後の手続き

合併の認可があった時は、その認可の通知のあった日から2週間以内に財産目録及び貸借対照表を作り、かつ、その債権者に対し、異議があれば、2月を下らない一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告することを要し（法第50条第2項）、債権者が、上の期間内に合併に対して異議を述べなかった時は、合併を承認したものとみなされ、異議を述べた時は、社会福祉法人はこれを弁済し、若しくは、相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければなりません。（法第51条第2項）社会福祉法人の理事、監事又は清算人がこれらの手続に違反したときは、20万円以下の過料に処せられます。（法第133条）

#### (5) 合併の登記

合併したときは、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に次の登記をしなければなりません。（法第28条第1項、登記令第8条、登記令第11条）

① 合併によって設立された法人の設立の登記（新設合併の場合）

② 合併後存続する法人の変更の登記（吸収合併の場合）

③ 合併によって消滅する法人の解散の登記

合併は登記することによって、その効力を生じます。（法第54条）

### 2 合併の効果

合併後存続する法人又は合併によって設立された法人は、これにより消滅した法人の一切の権利義務を承継することとなります。（法第53条）

### 3 合併認可申請手続き

- (1) 申請書提出先  
各所轄庁 (132 頁)
- (2) 提出部数  
正 本 2 通  
提出されたもののうち 1 部は認可後、認可書として交付します。
- (3) 提出書類 (施行規則第 6 条)
  - ア 合併認可申請書 (様式 42・96 頁)
  - イ 添付書類
    - (ア) 理由書
    - (イ) 法第 49 条第 1 項の手続 (理事の 3 分の 2 以上の同意等) 又は定款に定める手続きを経たことを証明する書類
    - (ウ) 合併後存続する法人又は合併により設立する法人の定款
    - (エ) 合併する各法人に係る次の書類
      - a 財産目録及び貸借対照表
      - b 負債があるときは、その負債を証明する書類
    - (オ) 合併後存続する法人又は合併により設立する法人に係る次の書類
      - a 財産目録
      - b 合併の日の属する会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書
      - c 役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書 (合併後存続する法人については、引続き役員となる者の就任承諾書を除く。)
      - d 各役員となるべき者について、他の役員となるべき者のうちに、その者と婚姻関係又は三親等以内の親族関係にある者がいるときは、その氏名及びその者との続柄
    - (カ) 法第 52 条の場合 (新設合併) においては、設立の事務を行う者が同条の規定により選任された者であることを証明する書類

### 4 解散の原因

社会福祉法人は、次のいずれかの原因により解散します。(法第 46 条第 1 項)

- (1) 理事の 3 分の 2 以上の同意及び定款でさらに評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決
- (2) 定款に定めた解散事由の発生  
本節に列記する法定の解散事由の外に、当該法人に特殊な解散事由を定款に明記した場合です。この事由は、例えば社会福祉法人の存続期間を定める等客観的に定まるものであることを要し、従って、この事由による解散は、所轄庁の認可又は認定を必要としません。
- (3) 目的たる事業の成功の不能  
成功の不能の意味は、社会観念に従って決めるべきであるとされています。「不能」には、「法令上不能」と「事実上不能」との双方を含みます。
- (4) 合併  
これは、公益法人、学校法人、宗教法人、医療法人等について認められた解散事由であり、商法の会社の場合と同じ趣旨に基づくものです。

#### (5) 破産手続開始の決定

社会福祉法人がその債務につき、その財産をもって完済することができないようになった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をします。また、このような場合、理事は直ちに裁判所に破産手続開始の申立てをしなければなりません。(法第46条の2) なお、この申立てを怠った理事は、20万円以下の罰金に処せられます(法第133条)。

また、破産又は合併以外の解散事由によって社会福祉法人が解散し、清算手続きを進めている間に、破産事由が発生した場合は、清算人は直ちに裁判所に破産手続開始の申立てをするとともに、その旨を公告しなければなりません。(法第46条の11) この手続きを怠った場合の罰則も前記の場合と同様です。

#### (6) 所轄庁の解散命令

所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに1年以上にわたってその目的とする事業を行わないときは解散を命ずることができます。(法第56条第8項)

### 5 解散認可、認定申請手続き

4の(1)により解散する場合には、所轄庁の認可が、(3)による場合には、所轄庁の認定がなければ、それぞれの効力を生じません。(法第46条第2項) また、合併による解散の場合には、合併について所轄庁の認可を受けるので、解散についての認可は必要ありません。

#### (1) 申請書提出先

各所轄庁(132頁)

#### (2) 提出部数

正本 2通

提出されたもののうち1部は認可後又は認定後、認可書又は認定書として交付します。

#### (3) 提出書類(施行規則第5条)

ア 解散認可、認定申請書(様式43・100頁)

イ 添付書類

(ア) 理由書

(イ) 法第46条第1項第1号の手續(理事の3分の2以上の同意等)又は定款に定める手續を経たことを証明する書類

(ウ) 財産目録及び貸借対照表

(エ) 負債がある場合は、この負債を証明する書類

### 6 解散の届出

4の(2)、(5)による解散の場合には、清算人は、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければなりません。(法第46条第3項)

### 7 解散の登記

前述の手續を済ませた法人が解散したときは、合併と破産の場合を除き、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、解散の登記をしなければなりません。(法第28条第1項、登記令第7条)

解散の登記には、清算人の氏名、住所、解散の原因及び年月日を記載すること。

なお、破産による解散の場合は裁判所が、所轄庁の解散命令による解散の場合には所轄庁がそれぞれ解散の登記を嘱託します。

## 8 清算人の職務等

現務の終了（法第46条の8第1項第1号）

債権の取立及び債務の弁済（法第46条の8第1項第2号）

残余財産の引渡（法第46条の8第1項第3号、法第47条）

清算終了の登記（法第28条第1項、令第10条）

清算終了の届出（法第47条の3）

申 請 書

(表 面)

社会福祉法人合併認可申請書 (吸収合併用)				
申 請 者	主たる事務所の所在地			
	名	籍		
	代 表 者 の 氏 名		⑩	
	主たる事務所の所在地			
	名	籍		
	代 表 者 の 氏 名		⑩	
申 請 年 月 日		平成	年 月 日	
合 併 す る 理 由				
合併により消滅する法人の名称 <small>ふりがな</small>				
合 併 後 存 続 す る 法 人	主たる事務所の所在地			
	名 <small>ふり</small>	称 <small>かな</small>		
	事 業 の 種 類	社会福祉 事 業	第 1 種	
			第 2 種	
		公 益 事 業		
	収 益 事 業			

(裏面)

資 産	純 額 ⑤-⑥	内					訳				
		社会福祉事業用財産		③公益事業用財産	④収益事業用財産	⑤積極財産 ①+②+③+④	⑥ 負債				
		①基本財産	②運用財産								
円	円	円	円	円	円	円					
合併後 存続する法人	役員	理事 監事の別	氏 名	代表権の有無	親族等の特殊関係者の有無	役員の資格等 (該当に○)				他の社会福祉法人の代表者への就任状況	
						学識経験	地域福祉関係	施設長	その他	有 無	法人名
	引き継ぎ役員となる者										
	新たに役員となるべき者										
評議員会の有無			評議員の定数								

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本工業規格A列4番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
- 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第6条第1項第1号から第4号までに掲げる書類を添付すること。

# 申 請 書

(表 面)

社会福祉法人合併認可申請書（新設合併用）				
申 請 者	主たる事務所の所在地			
	名 籍			
	代 表 者 の 氏 名		(印)	
	設立事務共同執行者	住所		
		氏名	(印)	
	主たる事務所の所在地			
	名 籍			
	代 表 者 の 氏 名		(印)	
設立事務共同執行者	住所			
	氏名	(印)		
申 請 年 月 日		平成 年 月 日		
合 併 す る 理 由				
合 併 に よ り 設 立 す る 法 人	主たる事務所の所在地			
	名 籍			
	事 業 の 種 類	社会福祉 事業	第1種	
			第2種	
	公 益 事 業			
収 益 事 業				

## (裏面)

資 産	純 額 ⑤-⑥	内 訳									
		社会福祉事業用財産		③公益事業用財産	④収益事業用財産	⑤積極財産 ①+②+③+④	⑥ 負債				
		①基本財産	②運用財産								
円	円	円	円	円	円	円					
合併により 設立する 法人	役員と なる べき 者	理事 監事 の別	氏 名	代表権の 有無	親族等の 特殊関 係人の有無	役員の資格等 (該当に○)				他の社会福祉法人 の代表者への就任 状況	
						学 識 経 験	地 域 福 祉 関 係	施 設 長	そ の 他	有 無	法人名
	評議員会の有無			評議員の定数							

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本工業規格A列4番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
- 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第6条第1項第1号から第5号までに掲げる書類を添付すること。

申 請 書

解散 認可 申請 書							
申 請 者	主たる事務所の所在地						
	名	籍					
	代表者の氏名		(印)				
申請年月日			平成 年 月 日				
解散する理由							
資 産	純 額 ⑤-⑥	内 訳					
		社会福祉事業用財産		③公益事	④収益事	⑤積 極	⑥負 債
	①基 本	②運 用	業用財産	業用財産	財 産		
	財 産	財 産			①+②+③+④		
	円	円	円	円	円	円	円
残余財産処分方法							

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
 2 この申請書には、社会福祉法施行規則第5条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる書類を添付すること。

## XI その他

### 1 社会福祉法人現況報告

社会福祉法人は、毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる事項について、現況報告書を、各所轄庁に届け出なければなりません。（法第59条、施行規則第9条）

- ① 当該会計年度の初日における役員の氏名及び職業並びに代表権を有する者の住所及び年齢
- ② 前会計年度における事業の概要
- ③ 前会計年度末における主要な財産の所有状況とされ、添付書類として
  - ① 前会計年度末における貸借対照表
  - ② 前会計年度の収支計算書（資金収支計算書、事業活動計算書又は事業活動収支計算書）が挙げられています。

提出先 各所轄庁（132頁）

### 2 監事監査報告

監事は、社会福祉法第40条及び関係法令に基づき、毎年定期的に理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査し、理事長宛（様式例44・106頁）と各所轄庁宛の監査報告書（様式例45・106頁）を作成しなければなりません。各所轄庁宛の監査報告書（様式例45・106頁）は、監査実施後、すみやかに各所轄庁に提出願います。

提出先 各所轄庁（132頁）

（監事の役割）

- ①理事の業務執行の状況を監査すること。
- ②社会福祉法人の財産の状況を監査すること。
- ③理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について監査した結果、不整の点があることを発見したとき、これを評議委員会（評議委員会のないときは、所轄庁）に報告すること。
- ④③の報告をするために必要があるとき、理事に対して評議員会の招集を請求すること。
- ⑤理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（監事監査でチェックすること）

○業務監査

- ◇法人の組織運営（理事会運営の監査を含む）
- ◇施設の運営管理
- ◇職員の配置状況
- ◇入所者の処遇 など

○財務監査

- ◇決算書、付属明細書が正しいか
- ◇決算書等と裏付け証憑との突合せ（現金残高・預金残高証明書等）
- ◇貸借対照表、各収支計算書の整合性
- ◇財産目録と資産の突合せ
- ◇経理区分間、会計区分間の資金移動が基準の範囲内か
- ◇過去の決算との連続性

### 3 不動産使用証明願い（登録免許税の非課税措置用）

社会福祉法人は、その社会福祉事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は土地の権利の取得登記をする場合には、それら不動産が当該事業の用に供するものであること、また、自己の設置運営する学校、保育所、認定こども園の用に供する建物の所有権又は土地の権利の取得登記をする場合には、それらの不動産が自己の設置運営する学校、保育所、認定こども園の用に供するものであることの知事の証明書を添付することにより、登録免許税の免除を受けることができます。（登録免許税法第4条第2項、同法施行規則第3条第1項第1号）

なお、「学校」については、根拠法令が登録免許税法施行規則第3条第1項第2号、「保育所」については、根拠法令が登録免許税法施行規則第3条第1項第3号、「認定こども園」については、登録免許税法施行規則第3条第1項第4号となりますので、様式を間違えないようにしてください。

また、証明する施設によって、証明者が市町長となる場合がありますので、ご注意ください。

#### (1) 証明を受けるために必要な書類

- ア 証明願書（様式 46・107 頁） 2部（2部とも原本）
- イ 添付書類 各1部 （添付書類には原本証明が必要）
  - (ア) 不動産登記事項証明書
  - (イ) 基本財産編入及び定款変更誓約書（既に基本財産となっている場合及び賃借権設定の場合は除く。）（様式例 47・108 頁）
  - (ウ) 担保提供説明書（当該不動産が担保に供されている場合に、抵当権等の抹消等について説明するもの）
  - (エ) a（建設又は購入の場合）  
当該不動産建設並びに購入に係る収支計算書  
b（贈与される場合）  
当該不動産の贈与契約書（写）及び印鑑登録証明書
  - (オ) a（購入の場合）  
当該不動産の売買契約書（写）、売買代金受領書（写）及び建物引渡書（写）  
※ 売買代金受領書については、支払い済みのもの。（振込金受取書でも可）  
b（建設の場合）  
当該不動産の請負契約書（写）、請負代金受領書（写）及び建物引渡書（写）  
※ 請負代金受領書については、支払い済みのもの。（振込金受取書でも可）  
c（賃借権等を設定する場合）  
当該土地の貸借契約書（写）又は地上権設定契約書（写）
  - (カ) 図面等（位置図、配置図、平面図、土地の場合は、公図（写）も必要）
  - (キ) ※土地の場合 及び既存建物の場合  
社会福祉事業の用に供することが分かる書類（写）（理事会議事録 等）
  - (ク) その他所轄庁が必要と認めた書類

#### (2) 提出先 各所轄庁（132 頁）

※ 知事及び厚生労働大臣が所轄庁となる社会福祉法人は、上記により県へ直接提出願います。

※ 市長が所轄庁となる社会福祉法人にあつては、証明願書（様式 46・107 頁）3部、添付書類2部を市に提出してください。

#### 4 税額控除対象となる社会福祉法人の証明

個人が一定の要件を満たした社会福祉法人(以下税額控除対象法人という。)に寄附をした場合、当該寄附金について現行の所得控除制度に加えて、税額控除制度との選択適用が可能となります。税額控除の認定にあたっては、所轄庁から証明を受ける必要があります。

##### 税額控除対象法人の要件 【次の(1)～(3)】

(1) 実績判定期間内(※)において、以下の2つの要件のうち、いずれかを満たしていること。

〈要件1〉3,000円以上の寄附金を支出した者が、平均して年に100人以上いること。

ただし、次の①又は②に掲げる場合には、それぞれ①又は②に定めるとおりとすること。

① 実績判定期間内に特定学校等(注1)の定員等の総数が5,000人未満の会計年度がある場合(特定学校等の定員等の総数が0である場合の会計年度は除く。)、当該事業年度の判定基準寄附者(注2)数は(ア)のとおり計算し、かつ(イ)の要件を満たすこと。

$$(ア) \text{ 判定基準寄附者数} = \frac{\text{実際の寄附者数} \times 5000}{\text{定員等の総数 (当該定員等の総数が500 未満の場合は500)}}$$

(イ) 寄附金額が年平均30万円以上

② 実績判定期間内に社会福祉事業に係る費用(注3)の額の合計額が1億円未満の会計年度がある場合、当該会計年度の判定基準寄附者(注2)数は(ア)のとおり計算し、かつ(イ)の要件を満たすこと。

$$(ア) \text{ 判定基準寄附者数} = \frac{\text{実際の寄附者数} \times 1 \text{ 億}}{\text{社会福祉事業に係る費用 (1,000 万円未満の場合は1,000 万円)}}$$

(イ) 寄附金額が年平均30万円以上

〈要件2〉経常収入金額に占める寄附金収入金額の割合が5分の1以上であること。

(2) 定款、役員名簿等を主たる事務所に備え置き、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供すること。

(3) 寄附者名簿を作成し、これを保存していること。

※ 実績判定期間とは、申請日の直前に終了した会計年度終了日以前の5年以内に終了した各会計年度のうち最も古い会計年度開始の日から当該直前に終了した事業年度終了日までを言います。

設立後間もなく、活動実績が5年に満たない法人は、法人設立の日から直前に終了した会計年度終了日までが実績判定期間となります。

(注1) 特定学校等とは租税特別措置法施行令（以下「租特令」という。）第26条の28の2第3項第4号に規定する特定学校等をいい、具体的には次のとおり。

イ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校（学校教育法第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園法をいう。）、専修学校及び各種学校

ロ 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（同条第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援又は同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業に限る。）、同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業、同条第2項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第8項に規定する小規模住居型児童養育事業又は同条第10項に規定する小規模保育事業が行われる施設

ハ 児童福祉法第37条に規定する乳児院、同法第38条に規定する母子生活支援施設、同法第39条第1項に規定する保育所、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設、同条第2号に規定する医療型障害児入所施設、同法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設及び同法第44条に規定する児童自立支援施設

(注2) 判定基準寄附者とは、租特令第26条の28の2第5項第5号に規定する判定基準寄附者をいい、基本的に3,000円以上の寄附金を支出した者をいう。

(注3) 社会福祉事業に係る費用とは、社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）第23条第2項に規定する事業活動内訳表のうち、社会福祉事業区分における、サービス活動増減の部の費用に計上する額及びサービス活動外増減の部の費用に計上する額の合計額をいう。

#### 証明を受けるために必要な書類及び部数

(1) 〈要件1〉に係る申請書類

ア 証明申請書（様式48）

イ 寄附金受入明細書（様式49）

ウ チェック表（様式50-1, 50-2）

※ ウは①、②により要件を満たす場合のみ

- (2) 〈要件2〉に係る申請書類
- ア 証明申請書 (様式 48)
  - イ 寄附金受入明細書 (様式 49)
  - ウ チェック表 (様式 51)

- (3) 提出部数
- 正本 1 部 (法人返却分)、副本 1 部 (所轄庁分)

**有効期間・適用開始時期について**

- (1) 証明の有効期間について
- 税額控除に係る証明は、行政庁から証明を受けた日から 5 年間です。
- 例：平成 28 年 10 月 1 日に税額控除に係る証明を受けた場合の有効期限は、平成 28 年 10 月 1 日から平成 33 年 9 月 30 日までとなります。
- (2) 証明を受けた以降に支出された個人からの寄附金が税額控除の対象となります。

様式例 44 (101 頁)

監事監査報告書		平成 年 月 日	
社会福祉法人〇〇〇会理事長 様		社会福祉法人〇〇〇会	
		監事	印
		監事	印
社会福祉法第 40 条及び関係法令に基づき、社会福祉法人〇〇〇会の平成 年度における理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査したところ、その内容及び結果は下記のとおりでしたので、報告いたします。			
記			
1	監査日時	平成 年 月 日	時～ 時
2	監査場所	〇〇〇会 会議室	
3	立会者	(職) (氏名)	(職) (氏名)
		.....	.....
4	確認書類	別添監事監査チェックリストのとおり	
5	監査結果	.....	

様式例 45 (101 頁)

監事監査報告書		平成 年 月 日	
[所轄庁 (132 頁)]	宛て	社会福祉法人〇〇〇会	
		監事	印
		監事	印
社会福祉法第 40 条及び関係法令に基づき、社会福祉法人〇〇〇会の平成 年度における理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査したところ、その内容及び結果は下記のとおりでしたので、報告いたします。			
記			
1	監査日時	平成 年 月 日	時～ 時
2	監査場所	〇〇〇会 会議室	
3	立会者	(職) (氏名)	(職) (氏名)
		.....	.....
4	確認書類	別添監事監査チェックリストのとおり	
5	監査結果	.....	

平成 年 月 日

三重県知事 ○○○○ 宛て

(申請者) 所在地 ○○市××町123番地  
 法人名 社会福祉法人 ○○会  
 代表者 理事長 △△△ ⑩

「保育所」の場合は、第3号としてください。

登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第1号に掲げる登記に係る証明願

登録免許税法第4条第2項の規定による登録免許税の非課税措置を受けるため、下記の不動産に係る登記が同法別表第3の10の項の第3欄の第1号に該当することについて、同法施行規則第3条第1号の規定により証明くださるよう申請します。

「保育所」の場合は、第3号としてください。

「保育所」の場合は、第3号としてください。

記

	所 在	地番又は 家屋番号	地目又は建物の 種類・構造	地積又は床面積	具体的用途
証明を受けようとする不動産	○○市××町	123番	宅地	450.30㎡	○○○敷地
	○○市××町 123番地	123番	○○○○ 鉄筋コンクリート造スレートぶき平家建	250.30㎡	○○○施設

「平家」を「平屋」と間違えないようにすること。

※ 不動産登記事項証明書のとおり記載すること。

上記は登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第1号に規定する不動産に該当することを証明します。

「保育所」の場合は、第3号としてください。

平成 年 月 日

三重県知事 ○ ○ ○ ○ ⑩

基本財産編入及び定款変更誓約書

誓 約 書

この度、社会福祉法人〇〇会が設置経営する特別養護老人ホーム「〇〇ホーム」の建物については、登記後、速やかに基本財産に編入及び定款変更の手続きを行うことを誓約いたします。

平成 年 月 日

三重県知事 〇〇〇〇 宛て

所在地

社会福祉法人〇〇会

理事長 〇 〇 〇 〇 ①

## 登録免許税法（抜粋）

（公共法人等が受ける登記等の非課税）

第四条 国及び別表第二に掲げる者が自己のために受ける登記等については、登録免許税を課さない。

2 別表第三の第一欄に掲げる者が自己のために受けるそれぞれ同表の第三欄に掲げる登記等（同表の第四欄に財務省令で定める書類の添付があるものに限る旨の規定がある登記等にあつては、当該書類を添付して受けるものに限る。）については、登録免許税を課さない。

### 別表第三 非課税の登記等の表（第四条関係）

名称	根拠法	非課税の登記等	備考
十 社会福祉法人	社会福祉法 （昭和二十六年法律第四十五号）	一 社会福祉法第二条第一項（定義）に規定する社会福祉事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記（第三号に掲げる登記を除く。） 二 自己の設置運営する学校（学校教育法第一条（学校の範囲）に規定する幼稚園に限る。）の校舎等の所有権の取得登記又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記 三 自己の設置運営する保育所若しくは家庭的保育事業等の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育の用に供する土地の権利の取得登記 四 自己の設置運営する認定こども園の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の第一号から第四号までのいずれかの登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。

## 登録免許税法施行規則（抜粋）

第三条 法別表第三の十の項の第四欄に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる登記の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

- 一 法別表第三の十の項の第三欄の第一号に掲げる登記 次に掲げる登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類
- イ 法別表第三の十の項の第三欄の第一号の社会福祉事業（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第二号（定義）に規定する事業（同号に規定する母子生活支援施設を経営する事業を除く。）、同条第三項第二号に規定する事業（同号に規定する児童自立生活援助事業及び児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業に限る。）及び同項第四号の二に規定する事業（同号に規定する相談支援事業のうち児童福祉法第四条第二項（定義）に規定する障害児に係るものに限る。）を除く。（1）から（3）までにおいて同じ。）の用に供する不動産に係る登記（ハに掲げる登記を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類
- （1） 社会福祉事業の用に供する不動産が指定都市及び中核市の区域外に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の十の項の第三欄の第一号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項（条例による事務処理の特例）の規定により社会福祉法第六十二条第一項（施設の設置）の社会福祉施設の設置又は同法第六十七条第一項（施設を必要としない第一種社会福祉事業の開始）若しくは第六十九条第一項（第二種社会福祉事業）の社会福祉事業の開始に係る事務を市町村が処理する場合にあつては、当該市町村の長。ロ（1）において同じ。）の書類
  - （2） 社会福祉事業の用に供する不動産が指定都市の区域内に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の十の項の第三欄の第一号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する指定都市の長の書類
  - （3） 社会福祉事業の用に供する不動産が中核市の区域内に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の十の項の第三欄の第一号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する中核市の長の書類
- ロ 法別表第三の十の項の第三欄の第一号の社会福祉事業（イに規定する社会福祉事業を除く。以下ロにおいて同じ。）の用に供する不動産に係る登記（ハに掲げる登記を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類
- （1） 社会福祉事業の用に供する不動産が指定都市の区域外に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の十の項の第三欄の第一号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事の書類
  - （2） 社会福祉事業の用に供する不動産が指定都市の区域内に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の十の項の第三欄の第一号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する指定都市の長の書類
- ハ 法別表第三の十の項の第三欄の第一号の社会福祉事業（児童福祉法第五十九条の四（指定都市等の特例）の規定により児童相談所設置市が処理するものと

- される事務に係るものに限る。)の用に供する不動産に係る登記 その登記に係る不動産が同号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する児童相談所設置市の長の書類
- 二 法別表第三の十の項の第三欄の第二号に掲げる登記 その登記に係る不動産が同号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産に係る同号に規定する学校を所管する都道府県知事(地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により当該学校に係る事務を市町村が処理する場合にあつては、当該市町村の長)の書類
- 三 法別表第三の十の項の第三欄の**第三号**に掲げる登記 次に掲げる登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類
- イ 保育所の用に供する不動産に係る登記 **第二条第二号イ**に定める書類
- ロ 家庭的保育事業等の用に供する不動産に係る登記 第二条第二号ロに定める書類
- 四 法別表第三の十の項の第三欄の第四号に掲げる登記 次に掲げる登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類
- イ 幼保連携型認定こども園の用に供する不動産に係る登記 第二条第三号イに定める書類
- ロ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の用に供する不動産に係る登記 第二条第三号ロに定める書類

**第二条** 法別表第三の一の項の第四欄に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる登記の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

- 一 法別表第三の一の項の第三欄の第一号又は第二号に掲げる登記 その登記に係る不動産が同欄の第一号又は第二号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産に係る学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条(学校の範囲)に規定する学校又は同法第二百二十四条(専修学校)に規定する専修学校若しくは同法第三百四十四条第一項(各種学校)に規定する各種学校の私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第四条(所轄庁)に規定する所轄庁(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項(条例による事務処理の特例)の規定により同表の一の項の第一欄に規定する学校法人に係る事務を市町村(特別区を含む。以下同じ。))が処理する場合にあつては、当該市町村の長)の書類
- 二 法別表第三の一の項の第三欄の第三号に掲げる登記 次に掲げる登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類
- イ** 法別表第三の一の項の第三欄の第三号に規定する保育所(以下「保育所」という。)の用に供する不動産に係る登記 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類
- (1) 保育所の用に供する不動産が地方自治法第二百五十二条の十九第一項(指定都市の権能)に規定する指定都市(以下「指定都市」という。)、同法第二百五十二条の二十二第一項(中核市の権能)に規定する中核市(以下「中核市」という。)及び児童福祉法(昭和二十二年法律第六

十四号) 第五十九条の四第一項(指定都市等の特例)に規定する児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。)の区域外に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の一の項の第三欄の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事(地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により児童福祉法第三十五条第四項(児童福祉施設の認可)の保育所の認可に係る事務を市町村が処理する場合にあつては、当該市町村の長)の書類

(2) 保育所の用に供する不動産が指定都市の区域内に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の一の項の第三欄の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する指定都市の長の書類

(3) 保育所の用に供する不動産が中核市の区域内に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の一の項の第三欄の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する中核市の長の書類

(4) 保育所の用に供する不動産が児童相談所設置市の区域内に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の一の項の第三欄の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する児童相談所設置市の長の書類

ロ 法別表第三の一の項の第三欄の第三号に規定する家庭的保育事業等(以下「家庭的保育事業等」という。)の用に供する不動産に係る登記 その登記に係る不動産が同号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する市町村の長の書類

三 法別表第三の一の項の第三欄の第四号に掲げる登記 次に掲げる登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項(定義)に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)の用に供する不動産に係る登記 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

(1) 幼保連携型認定こども園の用に供する不動産が指定都市及び中核市の区域外に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の一の項の第三欄の第四号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事(地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十七条第一項(設置等の認可)の幼保連携型認定こども園の認可に係る事務を市町村が処理する場合にあつては、当該市町村の長)の書類

(2) 幼保連携型認定こども園の用に供する不動産が指定都市の区域内に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の一の項の第三欄の第四号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する指定都市の長の書類

- (3) 幼保連携型認定こども園の用に供する不動産が中核市の区域内に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の一の項の第三欄の第四号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する中核市の長の書類
- ロ 幼保連携型認定こども園以外の法別表第三の一の項の第三欄の第四号に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）の用に供する不動産に係る登記 その登記に係る不動産が法別表第三の一の項の第三欄の第四号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等）の規定により同項又は同条第三項の認定こども園の認定に係る事務を都道府県の教育委員会が処理する場合にあつては当該都道府県の教育委員会とし、地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により当該事務を市町村が処理する場合にあつては当該市町村の長とする。）の書類

(様式 48)

平成 年 月 日

(所轄庁) ○○ ○○ 様

法人の名称

代表者の氏名

印

### 税額控除に係る証明申請書

租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定される要件を満たしていることについて証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

#### 記

##### 1. 申請する要件

- <要件1> 第三号イ(2)に規定された要件
- <要件2> 第三号イ(1)に規定された要件

##### 2. 実績判定期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

##### 3. 添付書類

- 寄附金受入明細書
- チェック表

なお、証明を受けた後は、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号ロに規定された書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供します。

(様式 49)

## 平成 年度分 寄附金受入明細書

(社会福祉法人の名称)

(事務所の所在地)

平成 年 月 日～平成 年 月 日

	氏名	住所	寄附金額	受領年月日	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※同一の者からの寄附金額のうち、基準限度超過額がある場合は、備考欄に記載してください。

上記寄附金の受領については、事実相違ありません。

社会福祉法人〇〇〇 理事長 印

(様式 50-1) <絶対値要件(要件1)チェック表①>

☞ 実績判定期間内に、保育所等の定員等の総数が5000人未満の会計年度がある場合に以下の項目を入力してください。

①実績判定期間(必須)	平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
②実績判定期間における月数(必須)		ヶ月	(注)実績判定期間が5年の場合、月数は12ヶ月×5=60ヶ月とする。 1ヶ月に満たない端数がある場合、その期間は1ヶ月とする。						

③の数値が100以上であり、かつ④の数値が300.000以上であれば、絶対値要件(要件1)を満たします。

③3000円以上の寄附金を支出した者(判定基準寄附者数)の年平均の人数	(自動計算⇒)	#DIV/0!
④年平均の寄附金額	(自動計算⇒)	#DIV/0!

	1会計年度目	2会計年度目	3会計年度目	4会計年度目	5会計年度目
⑤定員等の総数(必須)					
⑥判定基準寄附者数 (実際の寄附者数)(必須)					
⑦判定基準寄附者数 (計算後の寄附者数)(自動計算⇒)	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

実績判定期間内の会計年度全てについて、寄附金額を記載してください。寄附金額については、手引きP10においてカウントできるとされている寄附金の総計を記載してください。実績判定期間内に含まれる会計年度の寄附金額が0円の場合は「0」と記入し、実績判定期間内に含まれない会計年度については空欄にしてください。

	1会計年度目	2会計年度目	3会計年度目	4会計年度目	5会計年度目
⑧寄附金額(円)(必須)					

(様式 50-2)

<絶対値要件(要件1)チェック表②>

☞ 実績判定期間内に、社会福祉事業に係る費用の額が1億円未満の年度がある場合に以下の項目を入力してください。

①実績判定期間(必須)	平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
②実績判定期間における月数(必須)		ヶ月	(注)実績判定期間が5年の場合、月数は12ヶ月×5=60ヶ月とする。 1ヶ月に満たない端数がある場合、その期間は1ヶ月とする。						

③の数値が100以上であり、かつ④の数値が300,000以上であれば、絶対値要件(要件1)を満たします。

③3000円以上の寄附金を支出した者(判定基準寄附者数)の年平均の人数	(自動計算⇒)	#DIV/0!
④年平均の寄附金額	(自動計算⇒)	#DIV/0!

	1会計年度目	2会計年度目	3会計年度目	4会計年度目	5会計年度目
⑤社会福祉事業に係る費用の額の合計額(※)(必須)					
⑥判定基準寄附者数(実際の寄附者数)(必須)					
⑦判定基準寄附者数(計算後の寄附者数)(自動計算⇒)	0	0	0	0	0

※ 社会福祉事業に係る費用とは、事業活動内訳表のうち、社会福祉事業区分における、サービス活動増減の部の費用に計上する額及びサービス活動外増減の部の費用に計上する額の合計額をいいます。  
同費用の額が1億円未満の年度については、当該年度の事業活動内訳表を添付して提出してください。

実績判定期間内の会計年度全てについて、寄附金額を記載してください。寄附金額については、手引きP10においてカウントできるとされている寄附金の総計を記載してください。実績判定期間内に含まれる会計年度の寄附金額が0円の場合は「0」と記入し、実績判定期間内に含まれない会計年度については空欄にしてください。

	1会計年度目	2会計年度目	3会計年度目	4会計年度目	5会計年度目
⑧寄附金額(円)(必須)					

## &lt;チェック表&gt;

実績判定期間	(自)	年	月	日
	(至)	年	月	日

## (A) 寄附金等収入金額

受入寄附金総額(1)		
控除金額(2)	①一者当たりの基準限度超過額の合計額	
	②寄附者の氏名又は名称が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金で、その合計額が1,000円未満のもの額	
	③寄附者の氏名又は名称が明らかでない寄附金額	
	小計 (①+②+③)	
国等からの補助金等の額(3)※ (1)-(2)の額を限度とする。)		
(1) - (2) + (3) = (A) 寄附金等収入金額		

※「国等からの補助金等の額」は、当欄か(B)経常収入金額の控除金額(2)①のいずれかのみに記載できる。

## (B) 経常収入金額

総収入金額(1)		
控除金額(2)	①国等からの補助金等の額※	
	②委託の対価としての収入で国等から支払われる金額	
	③法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	
	④資産の売却収入で臨時的なものの金額	
	⑤遺贈により受け入れた寄附金等のうち、基準限度超過額に相当する金額	
	⑥寄附者の氏名又は名称が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金で、その合計額が1,000円未満のもの額	
	⑦寄附者の氏名又は名称が明らかでない寄附金額	
	小計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	
(1) - (2) = (B) 経常収入金額		

※経常収支金額が確認できる決算書類(写)も添付してください。

判定式	(A) 寄附金等収入金額 ÷ (B) 経常収入金額 = %
-----	-------------------------------

# 社会福祉法人審査基準

〔 「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)より 〕

## 第1 社会福祉法人の行う事業

社会福祉法人(以下「法人」という。)は社会福祉事業の主たる担い手として、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)に規定する法第24条の経営の原則に基づき社会福祉事業を行うほか、必要に応じ公益事業又は収益事業を行うことができるが、各事業は、次のようなものでなければならないこと。

なお、法人は、法第4条の趣旨を踏まえ、地域福祉の推進に努める使命を有することから、その本来事業である社会福祉事業に支障のない範囲において、地域の様々な福祉需要に応える公益的取組(公益事業の実施のほか、低所得者に対するサービス利用料の減免等を含む。)を積極的に実施することが求められるものであること。

### 1 社会福祉事業

- (1) 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。
- (2) 社会福祉事業の経営は、法第3条、第4条及び第5条の趣旨を尊重し、法第61条の事業経営の準則に合致するものであること。
- (3) 社会福祉事業は、法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしているものであること。
- (4) 社会福祉事業に必要な財源の大半を収益事業に求めるような計画の下に行われるものであってはならないこと。
- (5) 法第2条第3項第9号に規定する「生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業」は、社会情勢等の変化に伴い、必要性が薄らいでいるので、新規に行うものについては抑制を図るものであること。

また、既に設立されている法人がこの事業を行っている場合についても、当該事業の規模を拡充することは地域の実情等を踏まえ、基本的に抑制を図るものとするものであること。

なお、平成13年7月23日社援発第1276号社会・援護局長通知「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」に基づいて無料又は低額な料金で診療を行う事業を経営する法人については、同通知に定める基準を厳格に遵守することを求めるとともに、この事業を継続することが困難であると認められる法人については、他の法人への切換えを指導すること。

- (6) 第二種社会福祉事業である相談に応ずる事業のみをもって法人の設立を認めることは、公的相談機関の整備充実の状況を考慮しつつ、財政基盤、事業従事者の資質、事業実績等を十分に審査し、慎重に取り扱うものとする。
- (7) 第二種社会福祉事業である社会福祉事業の連絡を行う事業のみをもって法人の設立を認めることは、社会福祉協議会制度の趣旨及び全国的普及の状況等を考慮して、慎重に取り扱うものとする。

## 2 公益事業

- (1) 公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。
- (2) 公益事業には、例えば次のような事業が含まれること（社会福祉事業であるものを除く）。
  - ア 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
  - イ 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業
  - ウ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
  - エ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
  - オ 入所施設からの退院・退所を支援する事業
  - カ 子育て支援に関する事業
  - キ 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
  - ク ボランティアの育成に関する事業
  - ケ 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）
  - コ 社会福祉に関する調査研究等
- (3) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- (4) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であること。
- (5) 社会通念上は公益性が認められるものであっても社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。
- (6) 公益事業において剰余金を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。

## 3 収益事業

- (1) 法人が行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第4条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。以下（3）において同じ。）の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。
- (2) 事業の種類については、特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。なお、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第13号にいう収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もあること。
- (3) 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること。
- (4) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。

- (5) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。
- (6) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第14条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令（昭和39年政令第224号）第6条第1項各号に掲げる事業については、(3)は適用されないものであること。

## 第2 法人の資産

### 1 資産の所有等

#### (1) 原則

法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体からの貸与若しくは使用許可を受けていること。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地）に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。

#### (2) 特例

##### ア 特別養護老人ホームを設置する場合（※）

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成12年8月22日社援第1896号・老発第599号厚生省社会・援護局長、老人保健福祉局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

##### イ 地域活動支援センターを設置する場合

これについては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成24年3月30日社援発0330第5号社会・援護局長通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

##### ウ 既設法人が福祉ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日障第669号・社援第2028号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

##### エ 既設法人が通所施設を設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

オ 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合

これについては、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

カ 構造改革特別区域において「サテライト型居住施設」又は「サテライト型障害者施設」を設置する場合（※）

これについては、「構造改革特別区域における「サテライト型居住施設」及び「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて」（平成16年12月13日社援発第1213003号・老発1213001号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

キ 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業（利用定員が10人以上であるものに限る。）を行う施設を設置する場合社会福祉法人が設置する幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業を行う施設については、保育所と同様に「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号、社援発第0524008号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）第1の1及び2に準じた取扱いとして差し支えないこと。

（※）ア及びカの場合については、三重県では一定の制限をしています。

## 2 資産の区分

法人の資産の区分は、基本財産、運用財産、公益事業用財産（公益事業を行う場合に限る。）及び収益事業用財産（収益事業を行う場合に限る。）とすること。

### （1）基本財産

ア 基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。

イ 社会福祉施設を経営する法人にあっては、すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合にあっては、100万円（この通知の発出の日（平成12年12月1日）以後に新たに設立される法人の場合には、1,000万円）以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産として有していなければならないこと。

ウ 社会福祉施設を経営しない法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）は、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならないこと。ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができること。

エ 母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る。）（以下「居宅介護等事業」と総称する。）の経営を目的として法人を設立する場合には、「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成12年9月8日障第671号・社援第2030号・老発第629号・児発第733号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

オ 共同生活援助事業等の経営を目的として法人を設立する場合には、「共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成14年8月30日社援発第0830007号・老発第0830006号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

カ 介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合には、「介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について」（平成15年5月8日社援発第0508002号）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

キ 社会福祉協議会（社会福祉施設を経営するものを除く。）及び共同募金会にあっては、300万円以上に相当する資産を基本財産として有しなければならないこと。ただし、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会（以下「市区町村社会福祉協議会」と総称する。）にあっては、300万円と10円に当該市町村又は当該区の人口を乗じて得た額（100万円以下のときは100万円とする。）とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産で差支えないこと。

ク イからキまで以外の財産であっても、法人が重要と認める財産は基本財産として差し支えないこと。

## (2) 運用財産

ア 基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべて運用財産であること。

イ 運用財産の処分等に特別の制限はないが、社会福祉事業の存続要件となるものは、みだりに処分しないよう留意すること。

## (3) 公益事業用財産及び収益事業用財産

公益事業及び収益事業の用に供する財産は、他の財産と明確に区分して管理すること。ただし、事業規模が小さい公益事業については、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない限りで、他の財産を活用して差し支えないこと。

## 3 資産の管理

(1) 基本財産（社会福祉施設を経営する法人にあっては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。）の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当ではないこと。

- ① 価格の変動が著しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債券等）
  - ② 客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等）
  - ③ 減価する財産（建築物、建造物等減価償却資産）
  - ④ 回収が困難になるおそれのある方法（融資）
- (2) 基本財産以外の資産（運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあたっては、安全、確実な方法で行うことが望ましいこと。  
また、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められること。ただし、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られること。
- (3) 法人の財産（基本財産、基本財産以外の財産双方）については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が財産の相当部分を占めないようにする必要があること。

#### 4 残余財産の帰属

解散した場合の残余財産の帰属すべき者を定款で定める場合には、その帰属者は、法人に限ることが望ましいこと。なお、定款で帰属者を定めない場合には、残余財産は国庫に帰属するものであること。

### 第3 法人の組織運営

#### 1 役員

- (1) 関係行政庁の職員が法人の役員となることは法第61条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないこと。ただし、社会福祉協議会にあっては、役員総数の5分の1の範囲内で関係行政庁の職員が、その役員となっても差し支えないこと。
- (2) 実際に法人運営に参画できない者を、役員として名目的に選任することは適当でないこと。
- (3) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、役員として参加したりすることは適当でないこと。

#### 2 理事

- (1) 理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であること。  
また、責任体制を明確にするため、理事の中から理事長を選出すること。
- (2) 理事長及びそれ以外の理事は、法人の自主的な経営機能の強化及び内部牽制体制の確立の観点から、それぞれが代表権を有しても差し支えないものとするが、各理事と親族等の特殊の関係にある者（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の17第6項第1号に規定する親族等をいう。以下同じ。）のみが代表権を有する理事となることは適当でないこと。  
なお、代表権の制限を伴う場合は、組合等登記令（昭和39年政令第29号）に基づき、その内容を登記すること。
- (3) 理事の定数は6人以上とすること。
- (4) 各理事と親族等の特殊の関係のある者が、関係法令・通知に定める制限数を超えて選任されてはならないこと。
- (5) 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う

者が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。

- (6) 理事には、社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者を加えること。
- (7) 社会福祉施設を経営する法人にあっては、施設経営の実態を法人運営に反映させるため、一人以上の施設長等が理事として参加すること。ただし、評議員会を設置していない法人にあっては、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。
- (8) 社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、社会福祉事業経営者、ボランティア活動を行う者等との連携を十分に図っていく必要があることから、当該社会福祉協議会の区域において社会福祉事業を経営する団体の役員及びボランティア活動を行う団体の代表者を理事として加えること。

### 3 監事

- (1) 監事は、当該法人の理事、評議員及び職員又はこれらに類する他の職務を兼任することはできないこと。
- (2) 監事は、法人の財産状況等の監査を行うものであることから、うち一人は法第44条に規定する財務諸表等を監査し得る者でなければならないこと。また、監事が監査を行った場合には、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、法人において保存すること。
- (3) 監事のうち一人は社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者であること。
- (4) 監事は、他の役員と親族等の特殊の関係がある者であってはならないこと。
- (5) 監事は、当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者であってはならないこと。

### 4 評議員会

- (1) 法人においては、評議員会を置くこと。ただし、次に掲げる事業のみを行う法人については、この限りでない。
  - ① 都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業
  - ② 保育所若しくは幼保連携型認定こども園を経営する事業又は小規模保育事業（保育所若しくは幼保連携型認定こども園を経営する事業又は小規模保育事業併せて行う、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の11の規定に基づく地域子育て支援拠点事業、同法第34条の12の規定に基づく一時預かり事業、同法第34条の18の規定に基づく病児保育事業及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号の規定に基づく利用者支援事業のいずれか又は複数の事業を含む。）
  - ③ 介護保険事業
- (2) 評議員会を設置した場合には、原則として、これを諮問機関とし、法人の業務の決定に当たり重要な事項についてあらかじめ評議員会の意見を聴くことが必要であること。
- (3) 評議員会を設ける場合は、役員の選任は評議員会において行うことが適当であること。

- (4) 当該法人に係る社会福祉施設の整備は又は運営と密接に関連する業務を行う者が評議員総数の3分の1を超えてはならないこと。
- (5) 社会福祉事業の経営は地域との連携が必要なことから、評議員には地域の代表を加えること。また、利用者の立場に立った事業経営を図る観点から、利用者の家族の代表が加わることが望ましいこと。
- (6) 社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、社会福祉事業経営者、ボランティア活動を行う者等との連携を十分に図っていく必要があることから、当該社会福祉協議会の区域において社会福祉事業を運営する団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者を評議員として加えること。

## 5 法人の組織運営に関する情報開示等

- (1) 財産状況等の監査に関しては、法人運営の透明性の確保の観点から、公認会計士、税理士等による外部監査の活用を積極的に行うことが適当であること。

特に、資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人については、その事業規模等に鑑み、2年に1回程度の外部監査の活用を行うことが望ましいものであること。これらに該当しない法人についても、5年に1回程度の外部監査の活用を行うなど法人運営の透明性の確保のための取組を行うことが望ましいものであること。

なお、法人が外部監査を活用した場合又は福祉サービス第三者評価事業を受審した場合において、法人が、法第59条の規定による現況報告書と合わせて当該外部監査の結果報告書の写し2通又は当該福祉サービス第三者評価事業の受審結果の写し2部を所轄庁に提出したときは、実地監査（法第56条第1項に基づく指導監査のうち一般監査としての実地監査をいう。以下同じ。）について平成13年7月23日雇児発第487号・社援発第1274号・老発第273号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」の2（4）に定めるとおりの取扱いとすることなどにより、法人の自主性の確保や負担軽減を図ることとして差し支えないこと。

- (2) 法第44条第4項の規定に基づき閲覧に供しなければならない収支計算書とは平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定について」の別紙「社会福祉法人会計基準」（以下「新会計基準」という。）第1章2に定める資金収支計算書及び事業活動収支計算書が、これに該当するものであること。

また、経過的に平成26年度まで適用することが可能な平成12年2月17日社援第310号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定について」の別紙「社会福祉法人会計基準」（以下「旧会計基準」という。）を適用する法人にあっては、旧会計基準第6条に定める資金収支計算書及び事業活動収支計算書（同通知の4（1）②及び③の法人が旧会計基準によらずに会計処理を行う場合並びに同④及び⑤により旧会計基準が適用されない施設について会計処理を行う場合は、これに相当する書類）が、これに該当するものであること。さらに、資金収支計算書に附属する資金収支内訳表及び事業活動収支計算書に附属する事業活動収支内訳表についても、併せて開示することが望ましいこと。

なお、現況報告書並びに添付書類である貸借対照表及び収支計算書については、インターネットを活用し、公表しなければならないこと。また、その他の情報についても同様の方法で公表することが望ましい。

## 6 その他

- (1) 役員の定数は、確定数とすること。
  - (2) 理事及び監事については、法律上はその定数の三分の一までは欠員が認められるが、法人の運営上からは、一名でも欠員が生じた場合には、できる限り速やかに補充を行うことが望ましいこと。
  - (3) 役員の任期は、法第36条第2項により、2年を超えることはできない。また、任期満了前に次期役員を選任することが適当であるが、その任期満了の後であっても後任者が選任されるまでは、前役員がなおその職務を行うこととして差し支えないこと。ただし、この場合にも速やかに次期役員を選任しなければならないこと。
- (注) 任期を2年未満に規定している場合に限る。
- (4) 職員については、理事長が任免することとして差し支えないが、事業の成否に係りのある施設長等は、理事会の議決を経て、理事長が任免することが適当であること。

## 第4 法人の認可申請等の手続

### 1 所轄庁

- (1) 法人の行う事業が二以上の都道府県の区域にわたるか否かは次の基準により判断すること。
  - ア 基本的な考え方としては、施設経営を行う事業の場合、当該施設の所在地が二以上の都道府県にわたるか否かで判断する。それ以外の各種居宅介護等事業、相談事業等についても、これに準じ、当該事業に係る事業所の所在地で判断すること。
  - イ 法第2条第3項第13号に定める連絡又は助成事業については、各社会福祉事業に関し、連絡又は助成を行うものであるという事業の性格に鑑み、当該「連絡」又は「助成」の趣旨、目的、範囲等により判断すること。(例えば、各都道府県で行われている社会福祉事業を全国的に連絡する事業の場合は、事業範囲は全国にわたるものであること。)
  - ウ 法人が行う事業が二以上の地方厚生局の管轄区域にわたり、次の①から④までに該当する場合は、厚生労働大臣が所轄庁となるものであること。それ以外の場合で、二以上の都道府県にわたり(二以上の地方厚生局の管轄区域にわたる場合を含む。)事業を行う場合においては、法人本部の所在地を管轄区域とする地方厚生局長が所轄庁となるものであること。
    - ① 全国を単位として行われる事業  
例えば、各都道府県において活動している団体を統括する組織が、全国を単位として行う事業が該当する。
    - ② 地域を限定しないで行われる事業  
例えば、地域を限定することなく行われる、高齢者、障害者、児童等の福祉についての助成、相談等の事業が該当する。
    - ③ 法令の規定に基づき、指定を受けて行われる事業  
社会福祉法等の法令に基づき、指定を受けて行う事業が該当する。

#### ④ ①から③までに類する事業

エ 公益事業及び収益事業についても基本的にはア、イ及びウと同様に取り扱うものとする。

- (2) 法人の行う事業が市の区域にとどまるものか否かについても、(1)に準じて判断すること。

ただし、都道府県又は市が設置する社会福祉事業団（昭和46年7月16日社庶第121号厚生省社会局長児童家庭局長通知「社会福祉事業団の設立及び運営の基準について」に規定する社会福祉事業団をいう。以下同じ。）については、これにかかわらず、都道府県知事又は市が所轄庁となる。

- (3) 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が所轄庁となっている法人が、他の都道府県内の区域にわたる事業を開始しようとして定款変更の認可を受けようとするときは、都道府県知事を経由して厚生労働大臣又は地方厚生局長に申請させること。

- (4) 市長が所轄庁となっている法人が、当該都道府県内の他の市町村においても事業を開始しようとして定款変更の認可を受けようとするときは、当該都道府県知事に申請させること。

なお、当該都道府県知事は、当該定款変更を認可したときは、その旨当該市長に連絡すること。

- (5) 法人の事務所の所在地の変更に伴う定款変更の届出は、変更後の事務所の所在地の都道府県知事に対し行なわせること。

ただし、事務所の所在地の変更に伴い、所轄庁が厚生労働大臣又は地方厚生局長になる場合は、変更後の事務所の所在地の都道府県知事を経由して届出を行なわせること。

## 2 法人の認可審査の手続

都道府県及び市（以下「都道府縣市」という。）における法人の設立認可の審査に当たっては、法人認可担当、施設整備担当以外の関係各課、各部局を加えた庁内審査会を設置する等内部牽制を確保した合議制により厳格に行うこと。この際、施設整備の必要性とは別に、独立した判断が確保されるよう留意すること。なお、所轄庁が厚生労働大臣又は地方厚生局長である法人の設立認可に対する都道府県知事の副申書の作成に当たっても、同様の審査を行うこと。

## 3 その他

- (1) 補助金又は独立行政法人福祉医療機構の融資を受けて社会福祉施設を設置する場合の法人の設立認可の審査は、当該補助金及び融資の審査と相互の連携を図り、行うものであること。なお、法人の設立は、当該補助金の交付が確実にされた後でなければ認められないこと。また、当該施設の認可又は設置の届出は、当該法人が成立した後でなければ行うことができないこと。

- (2) 設立代表者又は法人代表者への就任を予定している者が既に別の法人の代表者である場合には、既存法人における組織運営、事業運営、資金計画の履行状況等を確認し、異なる事業主体を設立する必要性が認められるものであること。

## 第5 その他

- (1) 社会福祉法人定款準則第14条による担保提供の承認は、担保提供の目的の妥当性、担保提供の必要性、担保提供方法の妥当性、担保提供に係る意思決定の適法性等を考慮して判断すべきものであり、一律に不承認としてはならないこと。
- (2) 定款変更認可及び社会福祉法人定款準則第14条による基本財産の処分又は担保提供の承認は、事業を開始したり、資金の借入れが決定した後に形式的に行われることが多いので、かかることがないように、計画が固まった段階で、事前にこれらの承認を行うようにすること。
- (3) 厚生労働大臣又は地方厚生労働局長が所轄庁である法人に係る社会福祉法人定款準則第14条による基本財産の処分又は担保提供の承認の申請は、当該法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事を経由して行うよう指導すること。  
なお、これらの申請書を送付するに当たっては、必要な調査をなし、意見を付すよう配慮願いたいこと。
- (4) 法人が公益事業を行うために定款変更認可の申請をした場合であって、先駆的事业に試行的に取り組む場合、一時的な剰余金を用いて短期の公益事業に取り組む場合などには、当該公益事業の特性に応じて事業計画等の審査を特に弾力的に行うこと。
- (5) 法第59条の規定による現況報告書については、別記第3に定める様式に従って、エクセル形式による電子ファイルで、所定の期間内に提出するよう指導すること。なお、厚生労働大臣又は地方厚生局長が所轄庁である法人に係る現況報告書を提出するに当たっては、厚生労働大臣が所轄庁である法人については、雇用均等・児童家庭局所管、社会・援護局所管、同局障害保健福祉部所管、老健局所管に区分の上、各所管局あてに、各地方厚生局長が所轄庁である法人については、同地方厚生局あてに、法人から提出された現況報告書に係るエクセル形式による電子ファイルを提出するものとし、当該電子ファイルについては、各都道府県主管部局において2年間保存するよう配慮願いたいこと。  
また、外部監査の結果報告書又は福祉サービス第三者評価サービス事業の受審結果がエクセル形式・PDF形式等による電子ファイルで提出されたときは、当該報告書等についても同様に取り扱うこととされたいこと。ただし、書面により提出されたときは、各所管部局あてに各2通のうち、1通のみを提出するものとし、1通については、各都道府県主管部局において2年間保存するよう配慮願いたいこと。
- (6) 現況報告書の添付書類である貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書、事業活動計算書又は事業活動収支計算書をいう。なお、社会福祉法人会計基準以外の会計基準を適用する法人については、新会計基準を適用するまでの間はこれに相当する書類とする。)についても、エクセル形式による電子ファイルで提出するよう指導することとする。なお、平成26年度提出分(平成25年度決算)については、次の①から③までのとおり取り扱うこととする。
  - ① 新会計基準を適用する法人であって、エクセル形式による電子ファイルでの提出が可能な会計システムを使用する法人については、新会計基準に基づき作成した貸借対照表及び収支計算書(第1号の1様式から第1号

の4様式、第2号の1様式から第2号の4様式、第3号の1様式から第3号の4様式)をエクセル形式による電子ファイルで提出すること。

- ② 新会計基準を適用する法人であって、PDF形式による電子ファイル又は書面での提出のみが可能な会計システムを使用する法人については、新会計基準に基づき作成した貸借対照表及び収支計算書(第1号の1様式から第1号の4様式、第2号の1様式から第2号の4様式、第3号の1様式から第3号の4様式)をPDF形式による電子ファイル又は書面での提出することを可能とすること。
- ③ 新会計基準以外の会計基準を適用する法人については、各法人が適用する会計基準に基づき作成した貸借対照表及び収支計算書をPDF形式による電子ファイル又は書面での提出を可能とすること。

なお、平成27年度提出分(平成26年度決算)以降については、全ての社会福祉法人に対して、エクセル形式による電子ファイルでの提出を求めることとする。

- (7) 添付書類である貸借対照表及び収支計算書の公表については、
  - ① (6)の①に該当する法人については、エクセル形式又はPDF形式による電子ファイル
  - ② (6)の②又は③に該当する法人については、PDF形式による電子ファイルで行うこと。
- (8) 添付書類である貸借対照表及び収支計算書のうち、公表する様式については、
  - ① 新会計基準を適用する法人については、第1号の1様式及び第1号の2様式、第2号の1様式及び第2号の2様式、第3号の1様式及び第3号の2様式
  - ② 新会計基準以外の会計基準を適用する法人については、①に相当する書類とすること。
- (9) 現況報告書並びに添付書類である貸借対照表及び収支計算書((10)において「現況報告書等」という。)をエクセル形式による電子ファイルで公表する場合には、シート保護機能を設定するなど、公表データの改ざん防止策を講ずること。
- (10) 所管する社会福祉法人が第3の5(2)に従い、現況報告書等をインターネットを活用して公表しない場合は、当該法人に対して公表を行うよう指導すること。なお、ホームページが存在しないことにより公表が困難な法人等が存在する場合には、所轄庁のホームページにおいて現況報告書等を公表すること。所轄庁が公表する場合には、当該法人が自ら公表を行うことが困難な理由を確認すること。また、所轄庁がエクセル形式による電子ファイルで公表を行う場合は、(9)と同様に、改ざん防止策を講ずること。
- (11) 現況報告書の記載事項には、代表者の年齢及び住所といった個人情報のほか、母子生活支援施設や婦人保護施設等の施設所在地が含まれているため、公表に当たっては、個人又は利用者の安全に支障を来す恐れのある事項を除くなど、十分な配慮が必要であること。
- (12) (5)及び(6)の現況報告書及び添付書類等の記載事項については、開示請求があった場合は、厚生労働大臣又は地方厚生局長が所轄庁である法人を含め、各都道府県市の情報公開条例に定める手続より、公開すること。

- (13) 全国における社会福祉法人の設立等の状況を把握するため、毎年5月20日までに、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が所管する法人（都道府県知事が行う報告にあつては、管内に主たる事務所がある厚生労働大臣又は地方厚生局長が所管する法人及び管内市長（指定都市及び中核市の市長を除く。）が所轄する法人を含む。）について、総数及び次の区分による法人数（毎年3月31日現在）を社会・援護局あて報告されたいこと。
- ア 法人の数（イ、ウ及びエに掲げるものを除く。）
  - イ 法人である社会福祉協議会の数（都道府県社会福祉協議会及び市区町村社会協議会の内数を含む。）
  - ウ 社会福祉事業団の数
  - エ 共同募金会の数
- (14) 法人に関する申請書等の様式は、当該申請者等に別段の支障がない限り、別記第1の様式例（省略）によるよう指導すること。
- (15) 所轄庁が厚生労働大臣又は地方厚生局長である法人の設立認可等に対する都道府県知事の副申書は、別記第2の様式例（省略）により作成すること。
- (16) 社会福祉法人が所轄庁へ提出する現況報告書は、別記第3の様式（省略）により作成すること。

### 三重県内所轄庁一覧

平成28年4月1日現在

所轄庁	担当部署	〒	住所	電話番号	ファックス番号	メールアドレス
三重県知事	健康福祉部 福祉監査課	514-8570	津市広明町13番地	059-224-2258	059-224-2919	<a href="mailto:kansa@pref.mie.jp">kansa@pref.mie.jp</a>
桑名市長	健康福祉部 福祉総務課 地域福祉係	511-8601	桑名市中央町二丁目37番地	0594-24-1228	0594-24-1351	<a href="mailto:fsomum@city.kuwana.lg.jp">fsomum@city.kuwana.lg.jp</a>
いなべ市長	健康福祉部 人権福祉課 福祉総務係	511-0292	いなべ市大安町大井田2705番地	0594-78-3563	0594-78-1114	
四日市市長	健康福祉部 健康福祉課	510-8601	四日市市諏訪町1番5号	059-354-8281	059-359-0288	<a href="mailto:kenkofukushi@city.vokkaichi.mie.jp">kenkofukushi@city.vokkaichi.mie.jp</a>
鈴鹿市長	健康福祉部 健康福祉政策課 福祉法人監査室	513-8701	鈴鹿市神戸1-18-18	059-382-9012	059-382-7607	<a href="mailto:kenkofukushiseisaku@city.suzuka.lg.jp">kenkofukushiseisaku@city.suzuka.lg.jp</a>
亀山市長	健康福祉部 地域福祉室	519-0164	亀山市羽若町545番地	0595-84-3311	0595-82-8180	<a href="mailto:chiikifukushi@city.kameyama.mie.jp">chiikifukushi@city.kameyama.mie.jp</a>
津市長	健康福祉部 福祉監査室	514-8611	津市西丸之内23番1号	059-229-3351	059-229-3334	<a href="mailto:229-3351@city.tsu.lg.jp">229-3351@city.tsu.lg.jp</a>
松阪市長	福祉部 福祉ささえあい課 社会福祉法人指導監査室	515-8515	松阪市殿町1340番地1	0598-25-6901	0598-25-6900	<a href="mailto:fuk.div@city.matsusaka.mie.jp">fuk.div@city.matsusaka.mie.jp</a>
伊勢市長	健康福祉部 福祉総務課 福祉法人監査係	516-8601	伊勢市岩渕1丁目7番29号	0596-21-5584	0596-21-5555	<a href="mailto:fukushisoumu@city.ise.mie.jp">fukushisoumu@city.ise.mie.jp</a>
志摩市長	健康福祉部 地域福祉課 高齢者福祉係	517-0592	志摩市阿児町鷺方3098-22	0599-44-0283	0599-44-5260	<a href="mailto:chiikifukushi@city.shima.lg.jp">chiikifukushi@city.shima.lg.jp</a>
鳥羽市長	健康福祉課 生活支援係	517-0022	鳥羽市大明東町2番5号	0599-25-1181	0599-25-1154	<a href="mailto:seikatsushien@city.toba.mie.jp">seikatsushien@city.toba.mie.jp</a>
伊賀市長	健康福祉部 医療福祉政策課	518-8501	伊賀市上野丸之内116	0595-26-3940	0595-22-9673	<a href="mailto:iryofukushi@city.iga.lg.jp">iryofukushi@city.iga.lg.jp</a>
名張市長	福祉子ども部 医療福祉総務 室	518-0492	名張市鴻之台1-1	0595-63-7579	0595-63-4629	<a href="mailto:fukusi@city.nabari.mie.jp">fukusi@city.nabari.mie.jp</a>
尾鷲市長	福祉保健課 高齢者・児童係	519-3696	尾鷲市中央町10-43	0597-23-8201	0597-23-8204	<a href="mailto:hukusi@city.owase.lg.jp">hukusi@city.owase.lg.jp</a>
熊野市長	福祉事務所 社会福祉係	519-4392	熊野市井戸町796	0597-89-4111	0597-89-3304	<a href="mailto:hukushi@city.kumano.mie.jp">hukushi@city.kumano.mie.jp</a>
	健康・長寿課 いきがい健康支援係	519-4324	熊野市井戸町1150	0597-89-3113	0597-89-5885	<a href="mailto:kenkou@city.kumano.mie.jp">kenkou@city.kumano.mie.jp</a>

社会福祉法人  
認可申請ハンドブック

平成28年4月

三重県健康福祉部

福祉監査課

〒514-8570 津市広明町1-3番地

電話 (059) 224-2258